

第5次各務原市男女共同参画基本計画

みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン（案）

令和●年●月

各務原市



はじめに



令和●年●月

各務原市長 浅野 健 司

目 次

I	プラン策定にあたって	
1.	策定の趣旨	1
2.	策定の背景	2
	(1) 世界の動向	2
	(2) 国の動向	3
	(3) 岐阜県の動向	4
3.	プランの位置づけ	5
4.	プランの期間	6
5.	プラン策定の経緯	6
6.	SDGs と本プランとの関連について	7
II	各務原市の現状	
1.	各務原市の状況	8
	(1) 人口について	8
	(2) 世帯について	11
	(3) 労働について	13
2.	各務原市の男女共同参画における現状と課題	15
	(1) 政策・方針決定過程における女性参画について	15
	(2) 地域社会・防災分野における男女共同参画について	16
	(3) 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスについて	17
	(4) 女性の就労、働く場における男女共同参画について	18
	(5) DV、セクハラについて	19
	(6) 困難な問題を抱える人について	21
	(7) 性的少数者について	22
	(8) 固定的性別役割分担意識について	23
	(9) 若い世代（小・中学生）の男女共同参画意識について	24
III	プランの基本的な考え方・体系	
1.	基本理念	25
2.	基本目標	26
3.	プランの体系	27
IV	プランの内容	
	目標 I 誰もが活躍できる社会づくり	
	基本施策 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	29
	基本施策 2 地域社会における男女共同参画の促進	31
	基本施策 3 家庭における男女共同参画の促進	32
	基本施策 4 働く場における男女共同参画の促進 <u>女性活躍推進計画</u>	34

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり	
基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいつくりの支援と安心できる生活環境の整備.....	36
基本施策2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備 <u>DV 対策基本計画</u>	38
基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援 <u>困難な問題を抱える女性支援基本計画</u>	40
基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援.....	42
目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり	
基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進.....	44
基本施策2 市民・事業者・行政の意識改革.....	46
V 目標の推進にあたって	
1. プランの推進体制.....	48
2. プランの目標指標及び目標値.....	49
資料編	
各務原市における関連条例・規則.....	50
男女共同参画関係法令など.....	57
男女が輝く都市づくり審議会委員.....	95
プラン諮問書及び答申書.....	96
用語集.....	98

○本プラン策定に関わる基礎調査及びプラン本誌の WEB 版は、市ウェブサイトに掲載しております。以下の 2 次元コードまたは URL よりご覧ください。

(2 次元コード)

【市民意識調査】



【事業所調査】



【プラン本誌 (WEB 版)】

完成後、
挿し込み

(URL)

【市民意識調査】

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1018424/1008277/1008281.html>

【事業所調査】

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1018424/1008277/1008282.html>

【プラン本誌 (WEB 版)】

完成後に記載する。

I プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※¹の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、新たに SDGs（持続可能な開発）の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2（2020）年策定）に基づく取組が進められています。

また、近年は人口減少や少子高齢化の進行に伴う経済の落ち込み、雇用の不安定化や貧困・格差の拡大など男女共同参画社会の課題は多岐にわたり、様々な困難や不安を抱える女性に配慮した支援が必要となるなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

本市では、平成 15（2003）年に「かかみがはら男女共同参画プラン」を策定し、平成 17（2005）年には「各務原市男女が輝く都市づくり条例」の制定、同年9月に「男女が共に輝く都市かかみがはら宣言」を行いました。その後、平成 22（2010）年に第 2 次プラン、平成 27（2015）年に第 3 次プラン、令和 2（2020）年に第 4 次プランを改定し、男女共同参画に関する取組を推進してきました。

本市の第 4 次プラン策定以降、国においては令和 5（2023）年に「性的指向※² 及びジェンダーアイデンティティ※³ の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT※⁴ 理解増進法）」が施行され、多様性に関する理解の増進について、基本的な方針が示されました。さらに令和 6（2024）年には、様々な困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を行うため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

また、令和 7（2025）年3月に「第4次かかみがはら男女共同参画プラン」の計画期間が終了しますが、このように社会情勢が大きく変化していく中で、本市においても、引き続き国や岐阜県の動向及び社会状況に対応した取組を着実に推進していく必要があります。

そのため、前プランの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、みんなで輝ける社会を実現するという想いを込めて、タイトルを「みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン」とする第5次各務原市男女共同参画基本計画を策定しました。

なお、本プランにおいて、関係する法律や条例などにより、一部、「男女」、「男性」、「女性」と表記しています。「男女」の表記については、生物学的な性差を意味するものでなく、「すべての人」を表す言葉として使用しており、「男性」及び「女性」の表記については、性自認や性表現、性的指向など、性の多様性に関する考えも包含しています。

※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

*参画：計画に加わることを意味し、事業や政策の計画について実行段階からでなく計画の段階から加わることを。

※2 性的指向：人の恋愛・性愛の対象がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。

※3 ジェンダーアイデンティティ：自分のジェンダーをどのように認識しているのかを表す概念のこと。

※4 LGBT：レズビアン（女性同性愛者）、“ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、性的少数者の総称のこと。

2. 策定の背景

(1) 世界の動向

国際社会における男女共同参画への取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国際婦人の 10 年」以降、「平等・開発・平和」という目標達成のため、国連を中心として、国際社会における女性の地位向上を目指して活動が展開されるようになりました。

昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（通称「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

令和 2（2020）年には、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の経済的な負担と家庭内暴力の増加を引き起こし、ジェンダー※5 格差が一層深刻化しました。これに対応して、国際機関は女性の経済支援や暴力被害者への保護体制強化に取り組み、各国でジェンダー平等を重視した経済復興が進められました。

令和 3（2021）年には、国連女性機関（UN Women）主導で、「Generation Equality Forum」がパリとメキシコシティで開催され、1995 年に採択された「北京行動綱領」の目標を再確認し、次世代に向けたジェンダー平等の加速化を推進しています。

令和 6（2024）年には、第 68 回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、令和 7（2025）年に迎える「北京行動綱領」30 周年に向けてさらなる行動の基盤として、ジェンダー平等のための包括的かつ持続可能な政策形成が今後の重要課題と位置づけられました。

作成中

近年の世界の動き

- ・令和 3 年（2021） 「Generation Equality Forum」(3 月:メキシコシティ、6 月:パリ)の開催
国連が主導するジェンダー平等推進の国際フォーラムがメキシコシティとパリで開催され、性別に基づく暴力撲滅や女性の経済的エンパワーメント※6 が強調されました。
- ・令和 5 年（2023） 「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催
新型コロナウイルス感染症拡大の女性への影響をふまえ、男女間の賃金格差を是正するための柔軟な働き方や、公平で透明な給与制度を推進するとともに、性別に基づく役割分担意識などの変革の必要性を強調した共同声明が発表されました。

- ・令和 6 年（2024）

作成中

※5 ジェンダー：「男らしさ」、「女らしさ」のように文化的・社会的に作り上げられた性差のこと。生まれつきの生物学的性別とは区別される。

※6 女性の経済的エンパワーメント/女性・女児のエンパワーメント：女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、能力を発揮し行動していくこと。前者は特に経済的な能力を指す。

(2) 国の動向

国では、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5 年おきに計画を見直し、策定されています。

令和 2（2020）年に策定された「第 5 次男女共同基本計画」では、人生 100 年時代を見据えた「ワーク・ライフ・バランス^{※7}」、世界的な潮流となりつつある「ジェンダー平等」、頻発する災害についての「女性の視点の防災」の取組に注力しています。

令和 5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、国民の理解の増進に関する施策を推進する「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT^{※4} 理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指しています。

令和 6（2024）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて包括的な支援を行う基本指針が決定しました。

近年の国の動き

- ・ 令和 2 年（2020） 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正
ハラスメント防止に関する事業主および労働者の責務を明確化するとともに、事業主に相談などをした労働者に対する不利益取扱いの禁止が定められました。
- ・ 令和 4 年（2022） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正
一般事業主行動計画の策定・公表義務の対象が、常時雇用する労働者が「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大されました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正
令和 4 年に育児休業制度の周知や取得要件が緩和され、出生時育児休業制度の創設により男性が子の出生後 8 週間以内に最大 4 週間の休業を取得できるようになりました。令和 5 年には常時雇用する従業員数が 1,000 人を超える会社に対し育児休業の取得状況の公表が義務付けられました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の改正
令和 6 年から保護命令の対象が拡大し、精神的暴力が追加されました。さらに、電話やメールなどを禁止するなど保護命令制度が拡充されました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」公布・施行
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現を目的として施行されました。
- ・ 令和 6 年（2024） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行
日常生活または社会生活を送るうえで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援のための施策を推進し、女性の人権が尊重され、安心し、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として施行されました。

※4 LGBT：P.1 参照

※7 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。性別や年齢に関係なく、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

(3) 岐阜県の動向

岐阜県では、平成 15（2003）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成 16（2004）年に「岐阜県男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、5 年ごとに計画が見直し、策定されています。

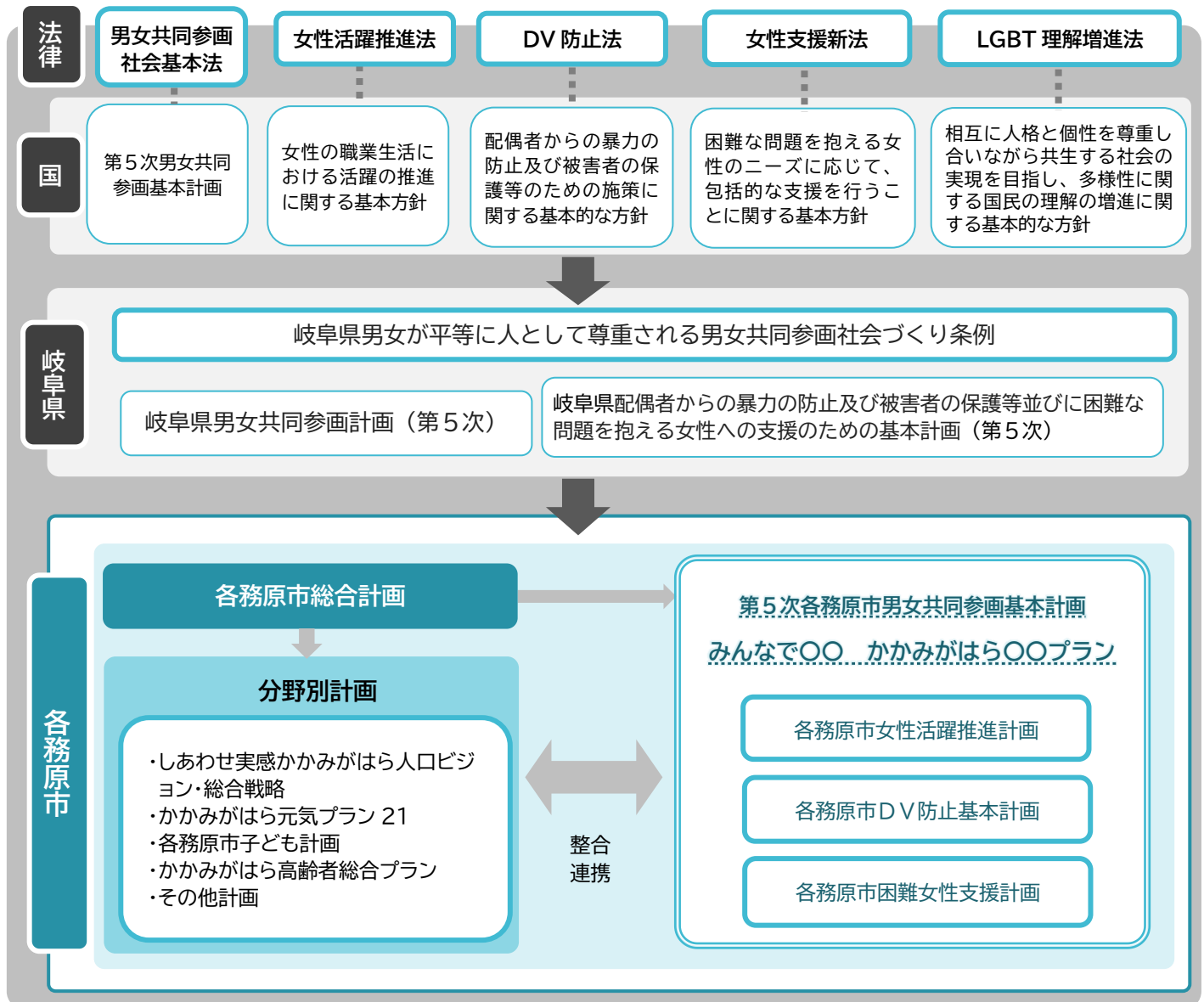
令和 6（2024）年には「第 5 次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同時に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」、「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」に重点を置いた、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

近年の県の動き

- 平成 29 年（2017） 「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」の策定
- 平成 31 年（2019） 「第4次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」の策定
- 令和 5 年（2023） 「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」開始
- 令和 6 年（2024） 「第5次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画(第 4 次)」の策定

3. プランの位置づけ

- 本計画は「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第5条第1項及び第10条に基づく、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を総合的に実施するための計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- 本計画は、第4次かかみがはら男女共同参画プランの考え方を継承しつつ、各務原市総合計画※8や他分野の計画との整合性を図り策定した計画です。



※8 各務原市総合計画：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を計画期間とする本市の最上位計画のこと。

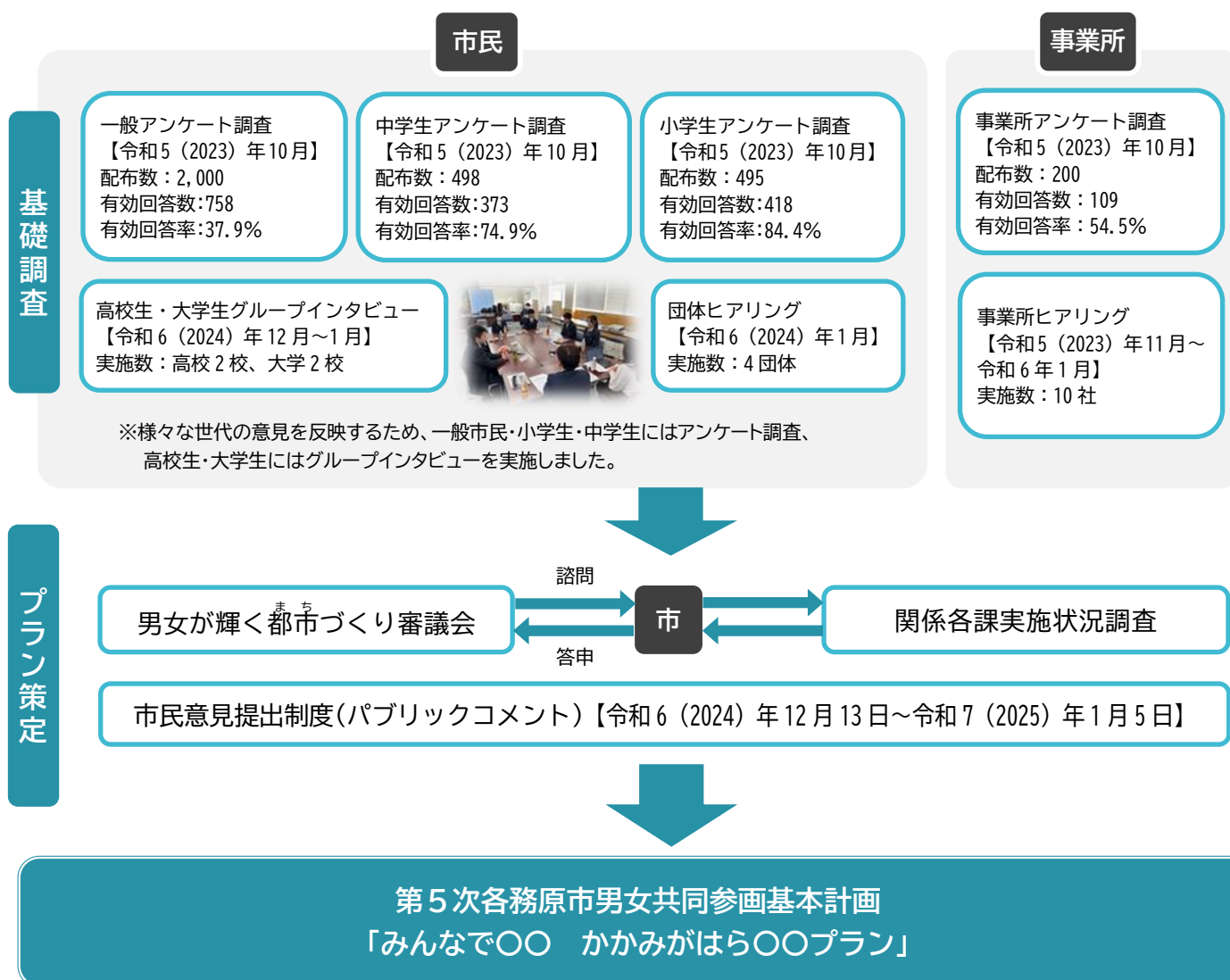
4. プランの期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間とします。

	平成27年度～31年度 (2015～2019)	令和2年度～6年度 (2020～2024)	令和7年度～11年度 (2025～2029)
各務原市総合計画	旧計画(10年)		新計画(10年)
	前期計画(5年)	後期計画(5年)	前期計画(5年)
各務原市男女共同参画計画 「みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン」	3次計画(5年)	4次計画(5年)	5次計画(5年)

5. プラン策定の経緯

本プラン策定にあたり、男女が輝く都市づくり審議会や市内関係部局において施策を検討するとともに、市民意識調査や事業所アンケート及び高校生・大学生へのグループインタビュー、事業所ヒアリング、団体ヒアリングを実施しました。また、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施など、広く意見の聴取と反映に努めました。



6. SDGs と本プランとの関連について

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。その1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」があげられています。

本プランでは、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、SDGs の視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的に進めます。



Ⅱ 各務原市の現状

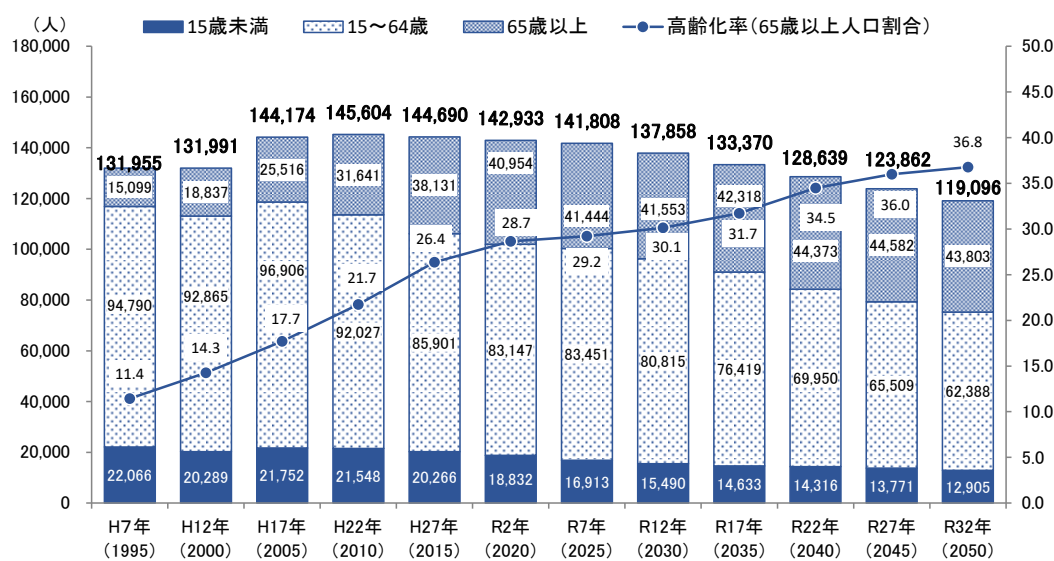
1. 各務原市の状況

(1) 人口について

本市の人口は、平成 22（2010）年の 145,604 人をピークに減少しています。今後も人口減少は続くことが予測されており、令和 32（2050）年には令和 2（2020）年の人口より約 23,000 人少なくなる推計となっています。

年齢 3 区分人口をみると、15 歳未満人口と 15～64 歳人口が減少し、65 歳以上人口が増加しています。令和 2（2020）年で高齢化率は 28.7%となっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

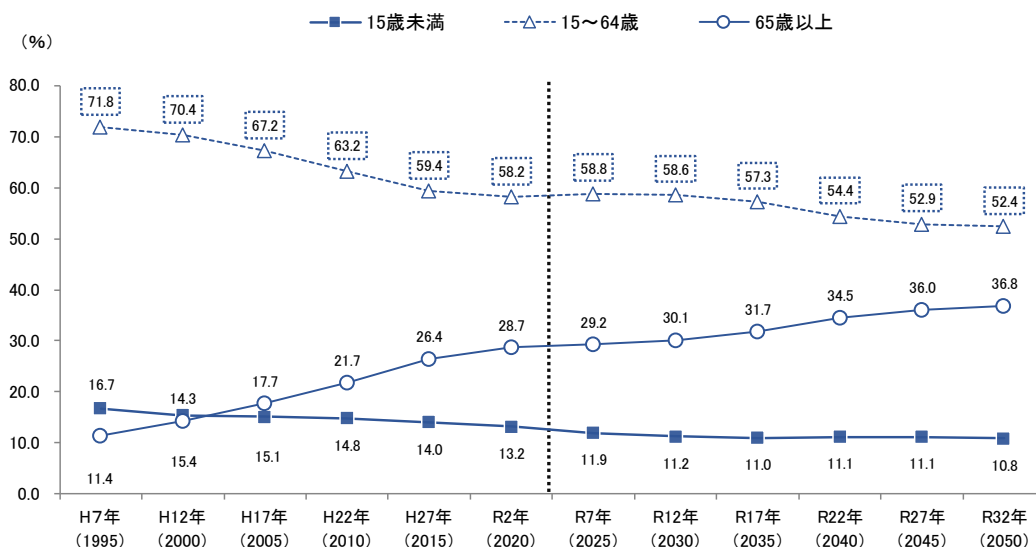
図表 1 人口の推移



資料:平成 7（1995）年～令和 2（2020）年 国勢調査

令和 7（2025）年～令和 32（2050）年 国立社会保障・人口問題研究所

図表 2 年齢 3 区分別人口比率の推移



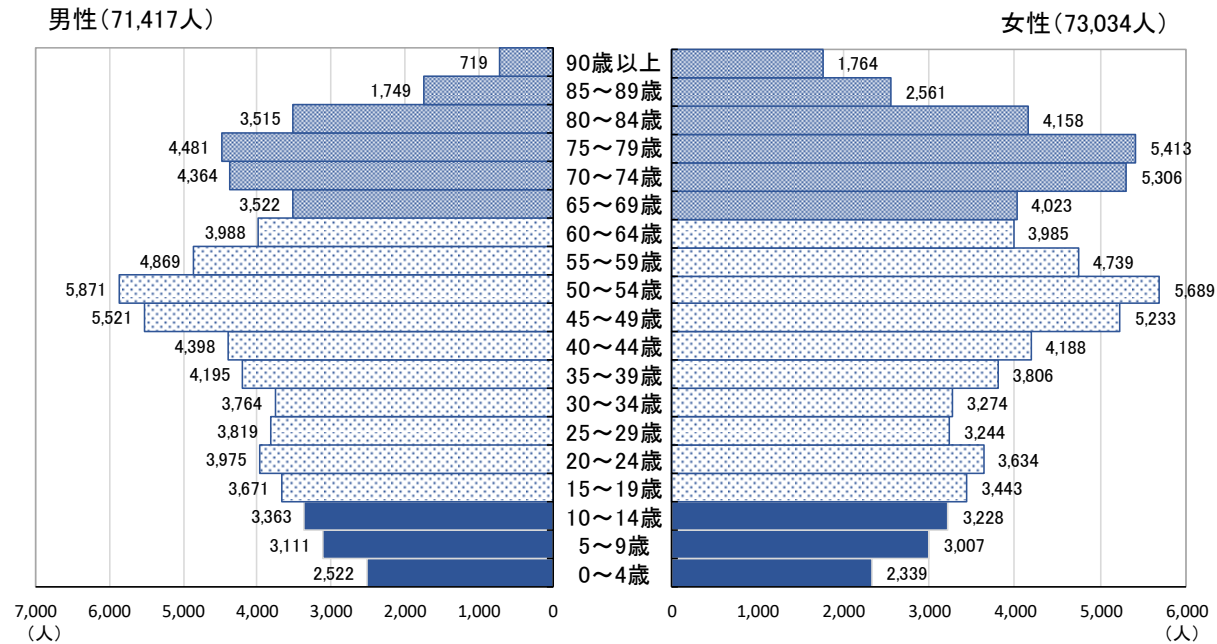
資料:平成 7（1995）年～令和 2（2020）年 国勢調査

令和 7（2025）年～令和 32（2050）年 国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、団塊ジュニア世代に該当する 50 代前半の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子ども（10 代後半～20 代）の人口の増加はあまりみられません。

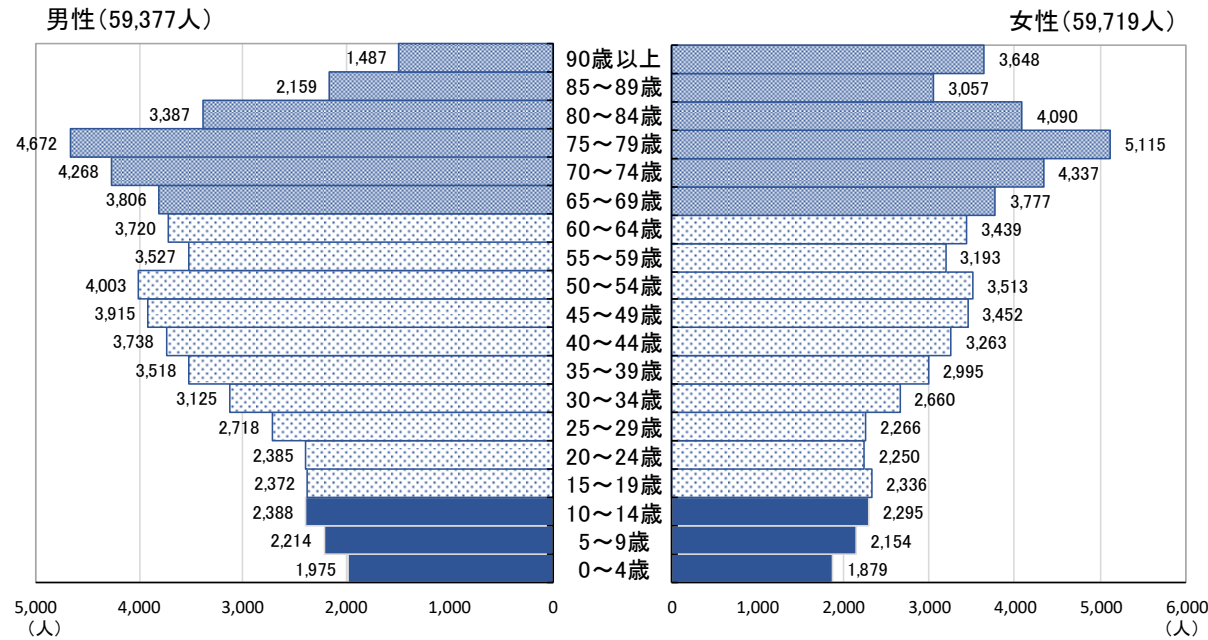
令和 32 年の推計によると、団塊のジュニア世代が 65 歳以上となるため高齢人口が増加し、15 歳未満の年少人口と 15 歳～64 歳の生産年齢人口は減少するため、「つぼ型」の人口ピラミッドになることが予測されます。（図表 4）

図表 3 人口ピラミッド



資料：各務原市 令和 6（2024）年 4 月 1 日現在

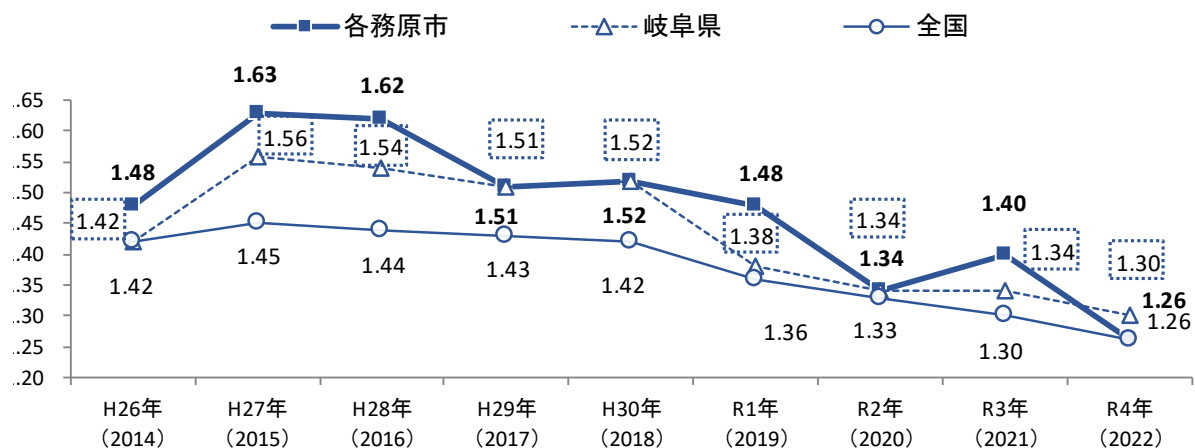
図表 4 人口ピラミッド 令和 32（2050）年推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

本市の合計特殊出生率※⁹は、平成 27（2015）年の 1.63 をピークに減少傾向でしたが、令和 3（2021）年には 1.40 と増加しました。しかし、令和 4（2022）年には再び減少に転じています。（図表 5）

図表 5 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

※⁹ 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

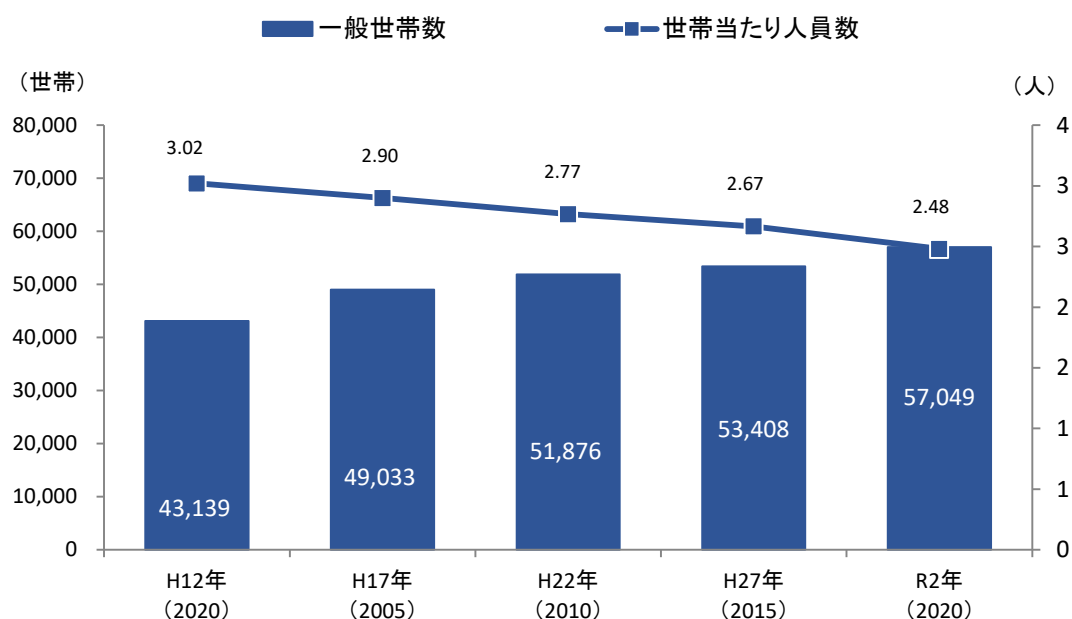
(2) 世帯について

本市の世帯数・世帯当たりの人員数をみると、世帯数は増加していますが世帯当たり人員は減少しており、世帯が小規模化していることがうかがえます。（図表 6）

核家族世帯・単独世帯数の推移をみると、単独世帯数は増加しています。（図表 7）

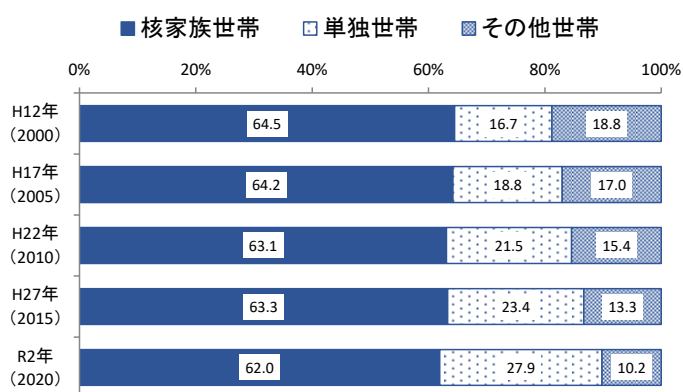
また、岐阜県・国と比較すると、核家族世帯が多く、単独世帯は少なくなっています。（図表 8）

図表 6 世帯数・世帯当たり人員数の推移



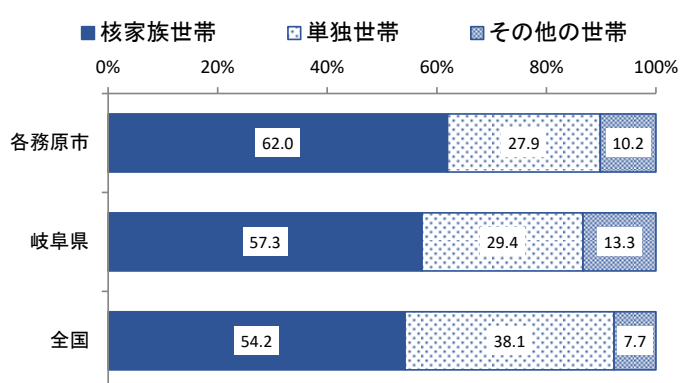
資料：国勢調査

図表 7 核家族世帯・単独世帯数の推移



資料：国勢調査

図表 8 核家族世帯・単独世帯数の比較

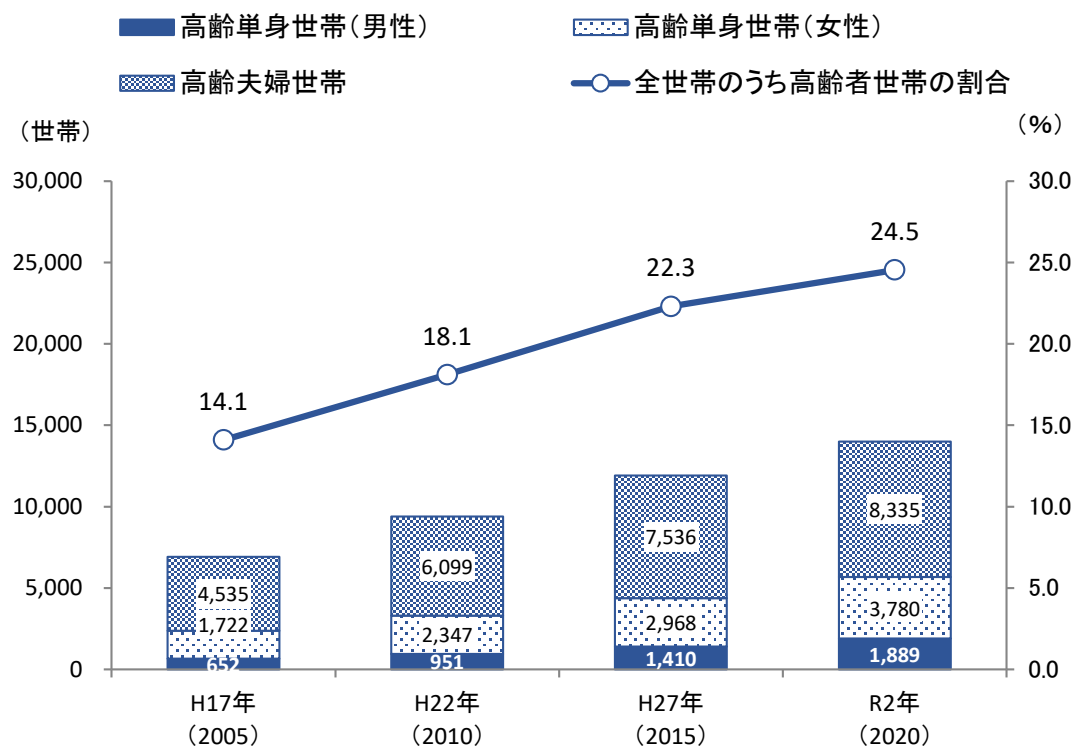


資料：国勢調査

※比率はすべて百分率（％）で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。
従って、合計が100.0%にならない場合もあります。以下のグラフも同様です。

高齢者世帯の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。全体のうち高齢世帯の割合も増加傾向にあり、平成 17（2005）年と令和 2（2020）年を比較すると、10 ポイント以上増加しています。（図表 9）

図表 9 高齢者世帯の推移



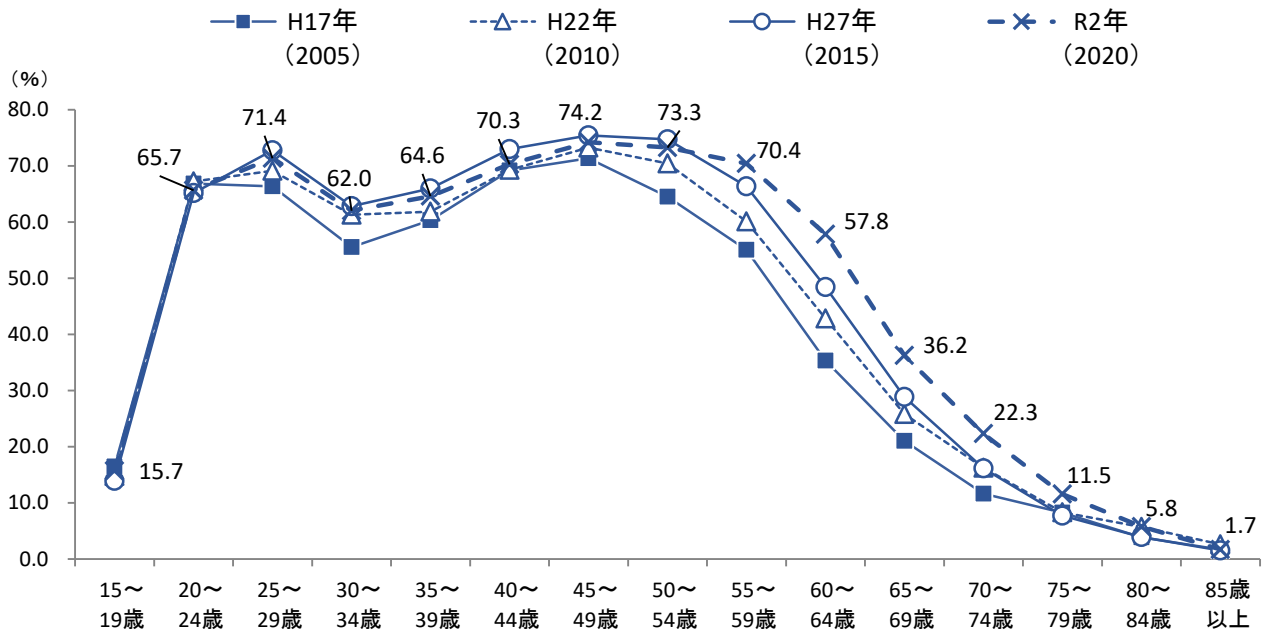
資料：国勢調査

(3) 労働について

本市における女性の年齢階級別労働力の推移をみると、30～34 歳で出産や育児によって就業者が減少することによる労働力率※10 が落ち込む、いわゆる M 字カーブがみられます。しかし、平成 17（2005）年以降は M 字の谷が浅くなっています。（図表 10）

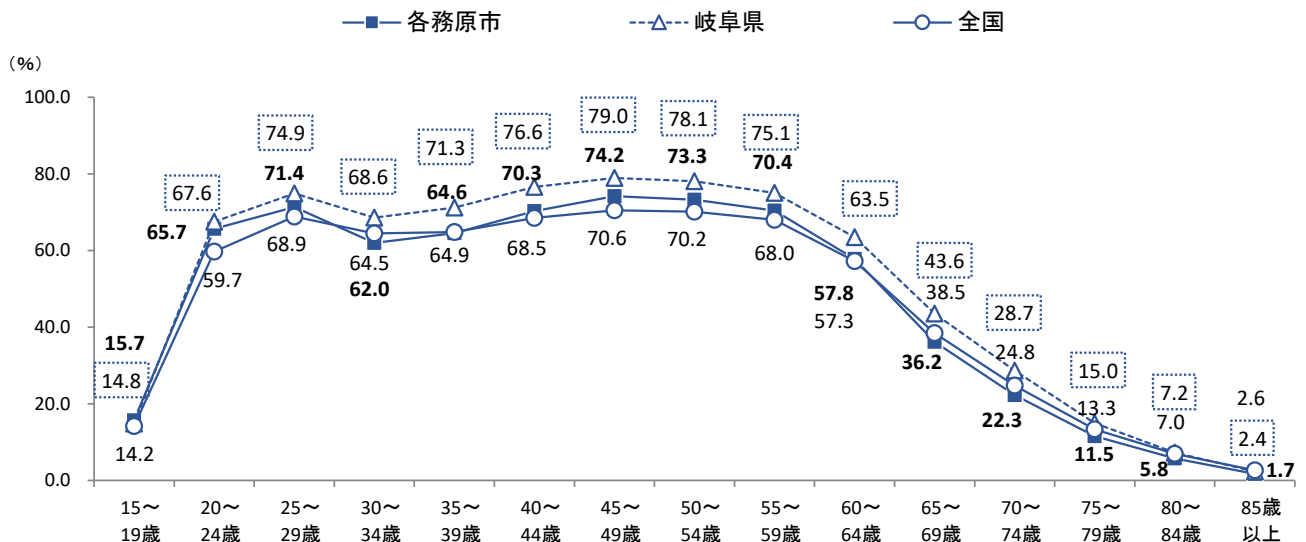
一方で、本市の女性の労働力率は、岐阜県よりも低い数値で推移しています。（図表 11）

図表 10 性別年齢階級別労働力率の推移（女性）



資料：国勢調査

図表 11 性別年齢階級別労働力率（女性）の比較

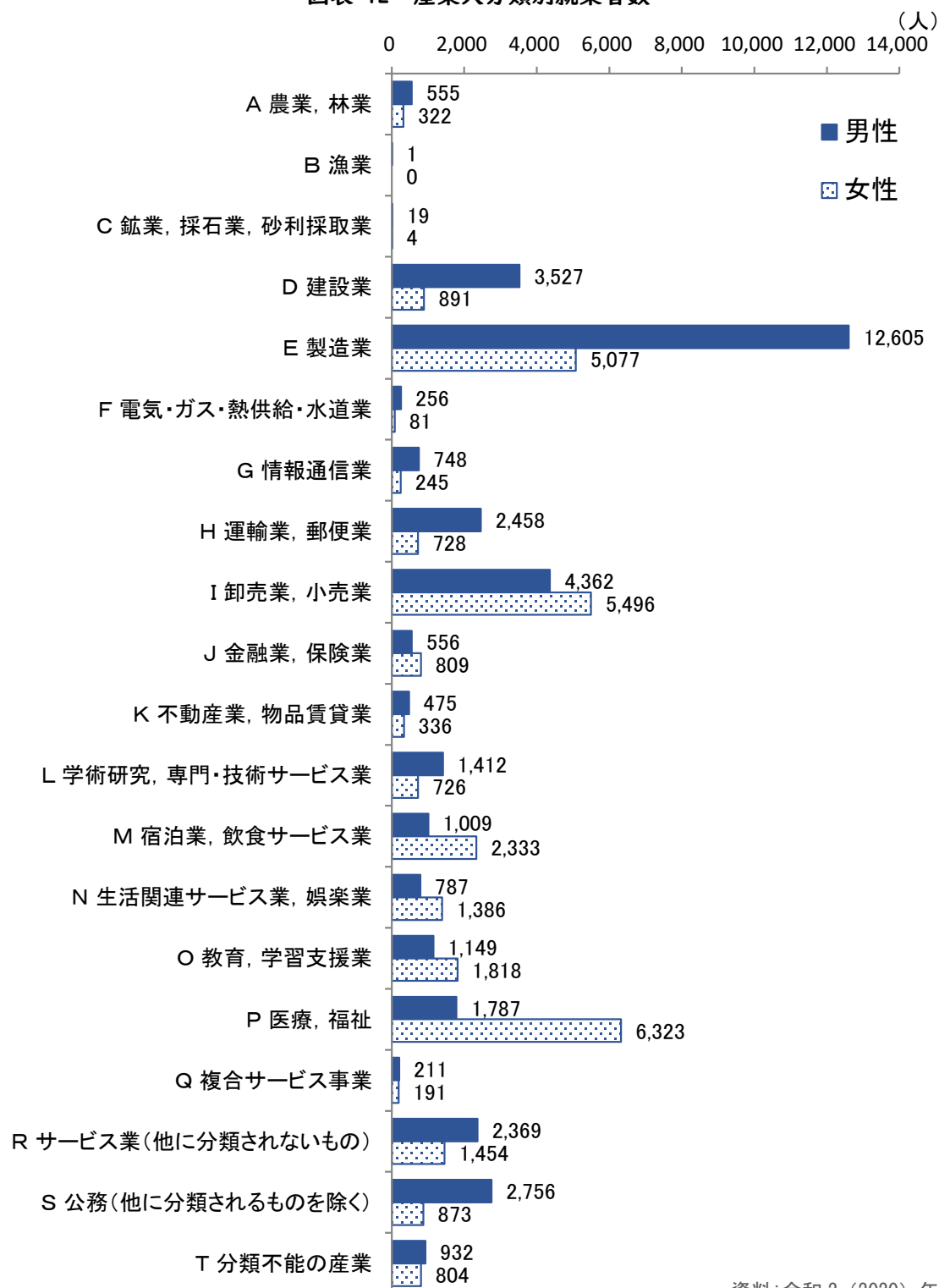


資料：令和 2（2020）年国勢調査

※10 労働力率：15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合のこと。完全失業者とは、働く意思と能力を持っており、求職活動を行っていても就職の機会を得られない者のこと。

産業分類別の就業者数をみると、「E 製造業」、「D 建設業」は男性に多く、女性は「P 医療、福祉」、「M 宿泊業、飲食サービス業」が多くなっています。（図表 12）

図表 12 産業大分類別就業者数



資料: 令和 2 (2020) 年 国勢調査

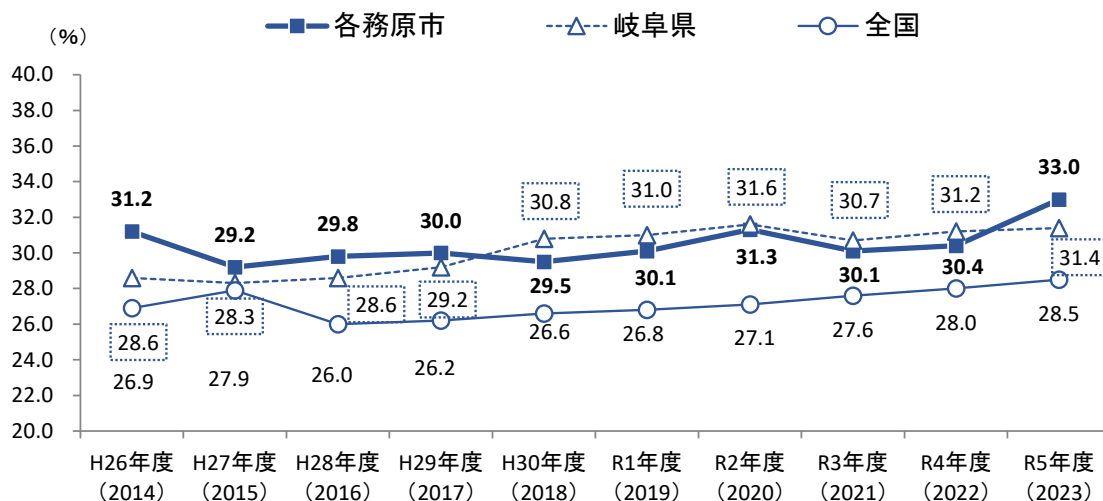
2. 各務原市の男女共同参画における現状と課題

(1) 政策・方針決定過程における女性参画について

本市における審議会への女性の登用状況は 30%前後で推移しており、令和 5（2023）年時点で 33.0%となっています。国や岐阜県と比較すると、やや高い水準で推移しています。（図表 13）

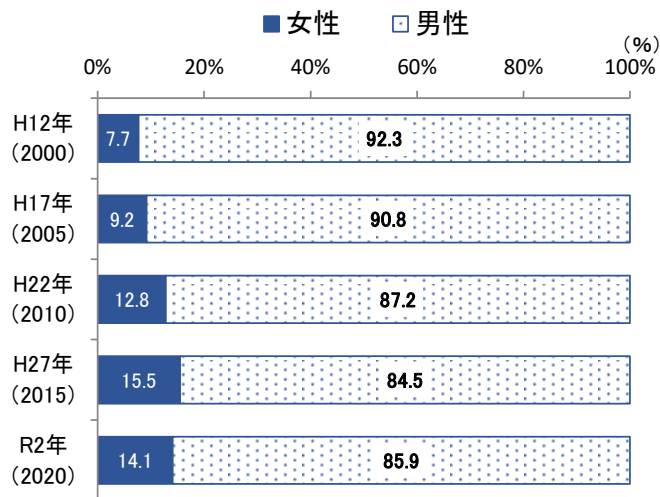
また、管理的職業従事者における男女割合については、男性の割合が高く、令和 2（2020）年時点で女性の割合は 14.1%となっており、平成 27 年（15.5%）より減少しています。（図表 14）

図表 13 審議会等における女性委員の参画状況



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

図表 14 管理的職業従事者における性別割合【各務原市・一般企業】



資料：国勢調査

◆課題① 政策・方針決定過程においてジェンダーギャップの解消が必要◆

審議会や管理職割合など、方針決定の場面において、ジェンダーギャップ※11 がみられます。女性が政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要であることから、今後、女性参画拡大に向けた環境の整備、施策の推進を行い、男女ともにあらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

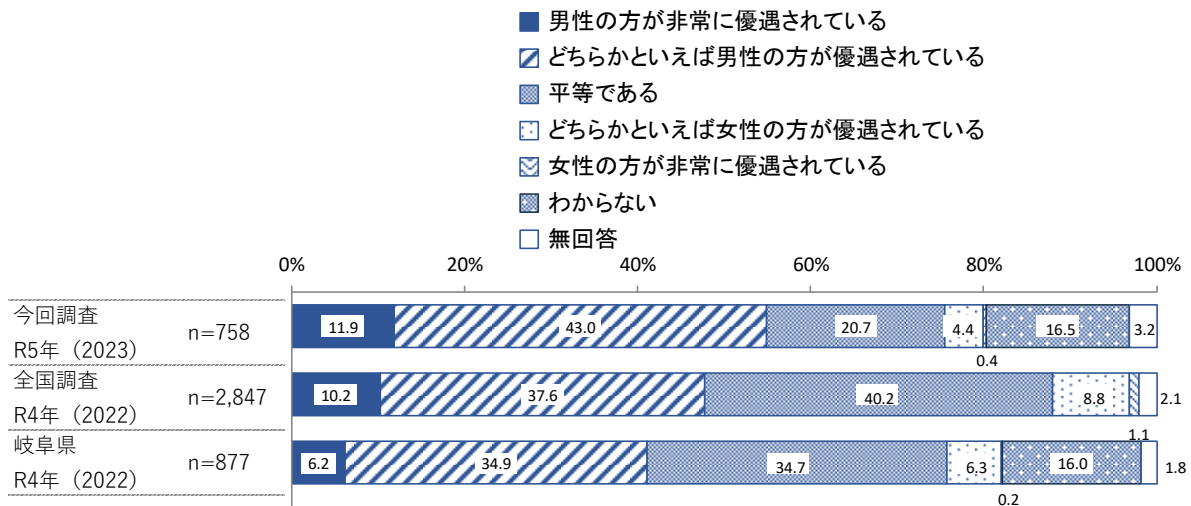
※11 ジェンダーギャップ：男女の差によって生じる格差のこと。

(2) 地域社会・防災分野における男女共同参画について

市民意識調査によると、地域活動の場における男女の地位の平等感は、「平等である」が20.7%に対し、“男性の方が優遇されている”と回答した割合は、54.9%となっており、国と岐阜県と比較すると、高くなっています。（図表 15）

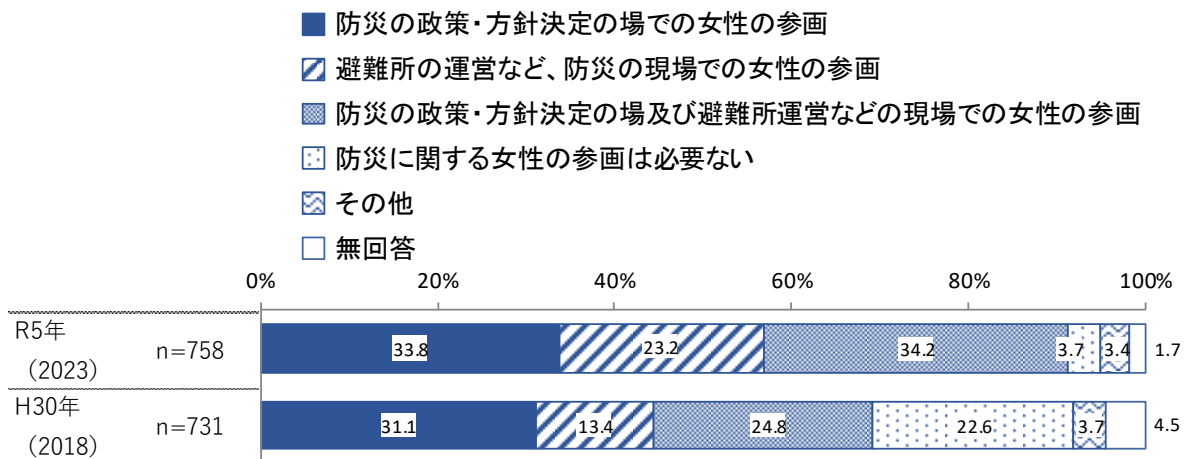
また、防災に関しての女性の参画については、「防災に関する女性の参画は必要ない」が大きく減少し、「防災の政策・方針決定の場及び避難所運営などの現場での女性の参画」が増加しています。（図表 16）

図表 15 地域活動の場における男女の地位の平等感



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 16 防災に関して、女性の参画が必要だと思うもの



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題② 地域社会・防災分野における女性参画が求められる◆

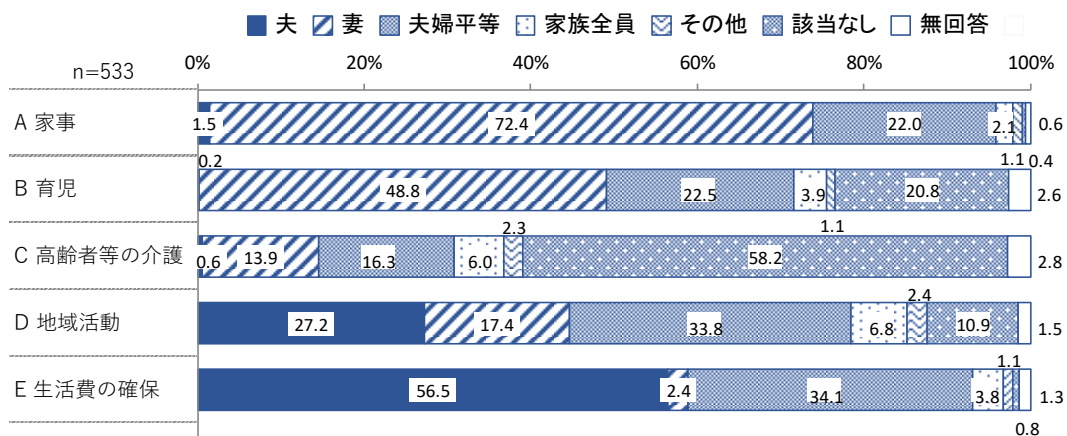
地域社会において、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが積極的に参加できる環境整備に努める必要があります。さらに近年、頻発する災害について、防災分野における女性参画の必要性を見直し、防災政策の方針や現場での避難所運営において女性の参画を促進する必要があります。

(3) 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスについて

市民意識調査によると、家庭での役割分担は全ての項目で夫婦平等は 5 割未満となっており、特に、家事・育児に関しては「妻」に負担が偏っている現状があります。(図表 17)

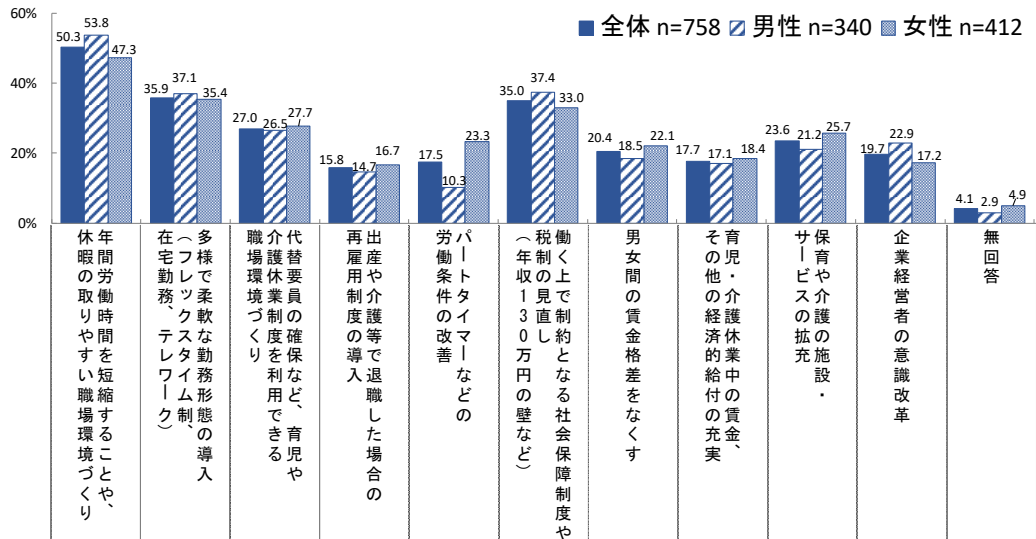
また、仕事と家庭を両立するための必要な条件としては、「年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり」や「多様な柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制※12、在宅勤務、テレワーク）」が高くなっています。(図表 18)

図表 17 家庭での役割分担



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 18 男女がともに仕事と家庭の両立をするために必要な条件



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題③ 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進が求められる◆

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、共働き世帯は増加傾向にある中、男女がともに活躍できる社会をつくるには、家庭内で女性に負担が偏らないようにする必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職場における長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進や、子育て支援の充実など、男女がともに仕事も家庭も両立できるような環境の整備が求められます。

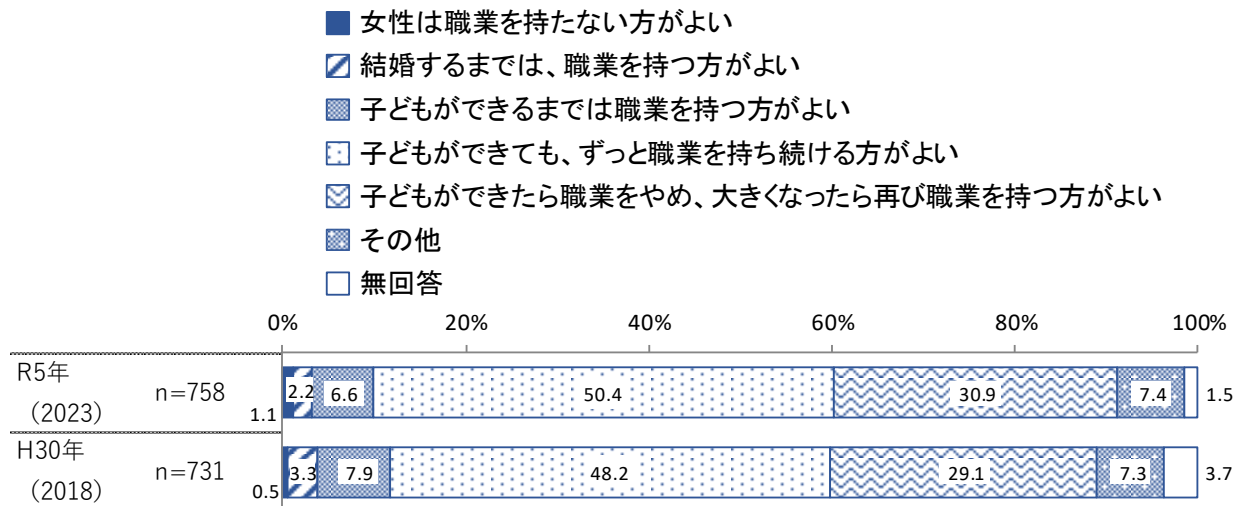
※12 フレックスタイム制：一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。

(4) 女性の就労、働く場における男女共同参画について

女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が50.4%と最も高く、平成30（2018）年時の調査よりも増加傾向にあります。（図表20）

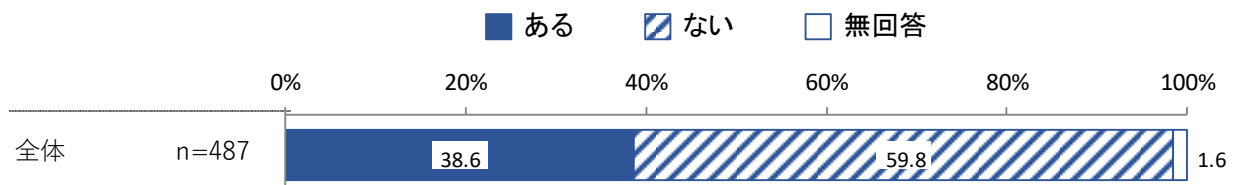
一方で、職場における待遇や仕事についての男女の差があると回答した割合は約4割となっています。（図表19）

図表 19 女性が職業を持つことについて



資料：令和5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 20 職場における男女の差の有無



資料：令和5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題④ 職場における男女格差の是正と働く女性の支援が必要◆

ライフプランの変化に関わらず女性の就労継続を望む人が増えている一方で、職場における男女の格差が未だ存在しています。誰もが安心して働くことができ、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現するために、職場における雇用状況や昇進・賃金など性別を理由した格差をなくし、企業におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）※13 や労働環境の整備を進めるとともに、働く意欲のある女性への再就職支援やキャリアアップに向けた支援を推進する必要があります。

※13 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女雇用機会均等法に基づき、あらゆる分野において男女間格差を改善するため、一定の範囲内で男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

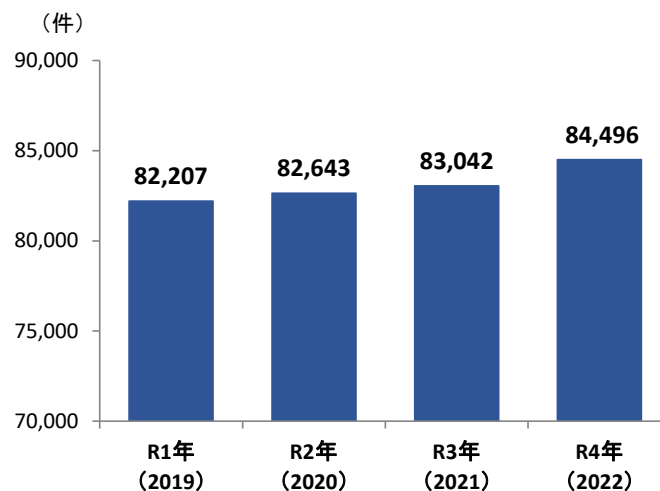
(5) DV、セクハラについて

DV※¹⁴の被害は全国的にみても増加傾向にあり、本市においても、令和5（2023）年度の被害件数が令和4（2022）年度から増加しています。（図表21、22）

市民意識調査によると、DV またはセクハラ※¹⁵の「自分が直接経験したことがある」は前回調査と比較して増加しています（図表23）

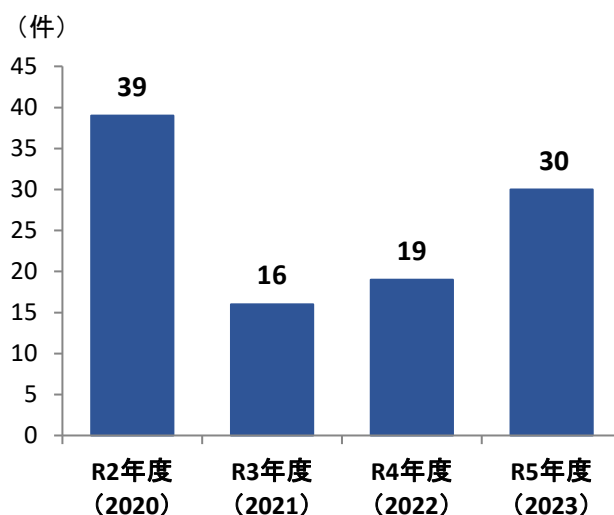
また、DV またはセクハラ被害の相談の有無については、「相談した」は約3割に留まっており、被害を受けても相談しない傾向がみられます。（図表24）

図表 21 配偶者からの暴力事案等の相談状況【全国】



資料：令和5（2023）年配偶者からの暴力事案等の相談等状況（生活安全の確保に関する統計等）

図表 22 DV相談件数の推移【各務原市】

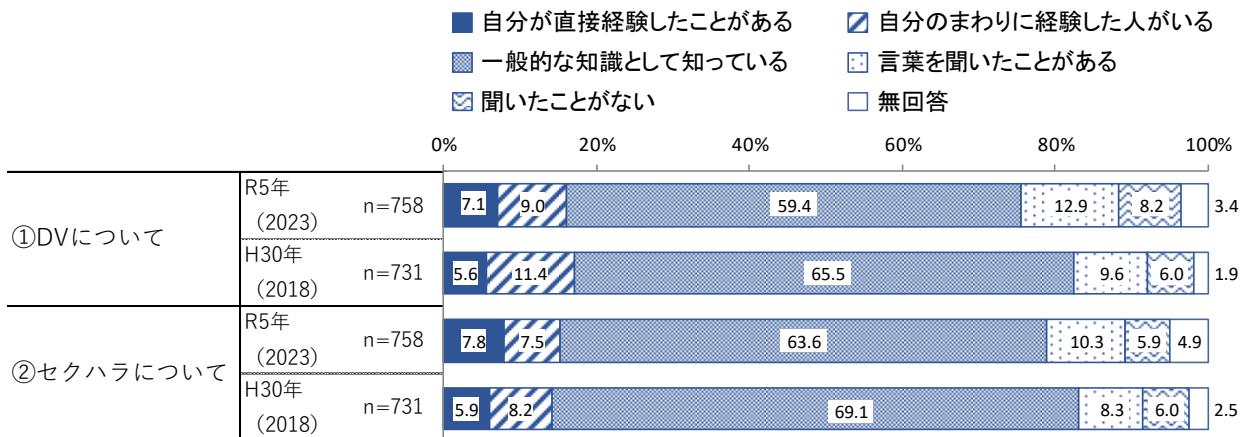


資料：各務原市（各年度末時点）

※14 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・身体的・経済的・性的な暴力のこと。

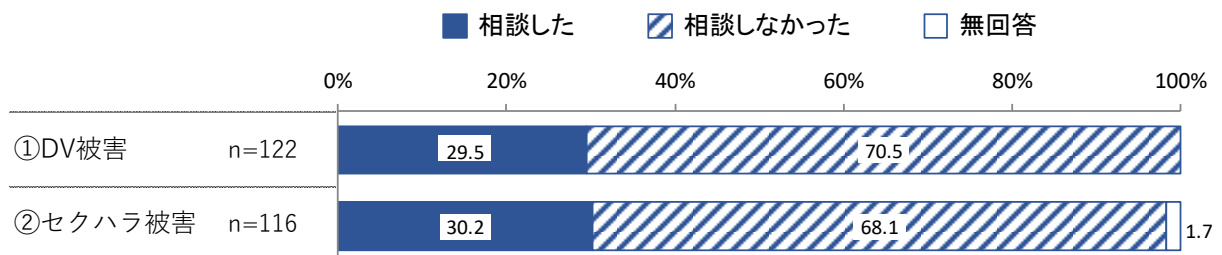
※15 セクハラ（セクシャル・ハラスメント）：人間関係において、優位な力関係を背景とした相手の意に反して性的な言動のこと。

図表 23 DV・セクハラ被害経験や見聞きした経験



資料:令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 24 DV・セクハラ被害を受けたときの相談の有無



資料:令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑤ DV 被害について安心して相談できる環境整備や窓口の周知が必要◆

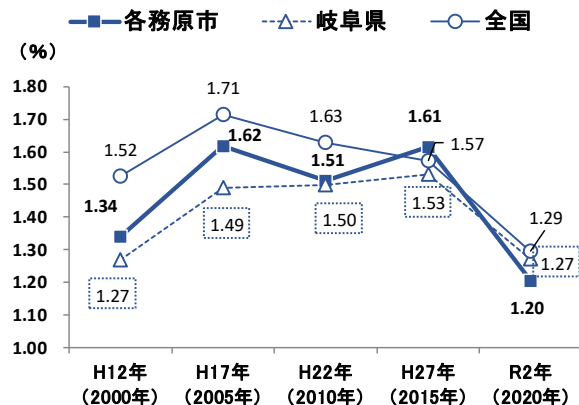
被害者が身近な場所で安心して相談できるように、必要な情報が得られる体制づくりの周知や、関係機関・団体との連携を強化するとともに、被害者の認知及び支援開始から生活の再建に向け、包括的な支援を推進する必要があります。

(6) 困難な問題を抱える人について

本市における、ひとり親世帯の割合の推移は増減を繰り返しており、令和 2（2020）年は 1.27% となっており、国や県と比較しても大きな差はみられません。（図表 25）また、生活保護世帯の内訳は、障害世帯、高齢世帯が増加傾向となっています。（図表 26）

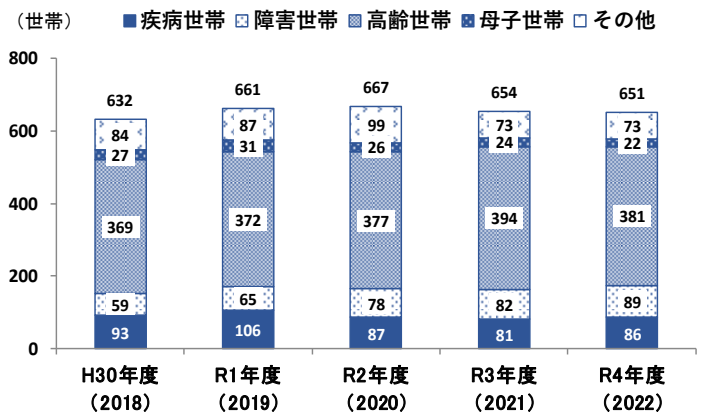
市民意識調査によると、女性が抱える困難な問題への必要な公的支援は、「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」、「専門的に支援できる女性相談員の配置」という意見が多くなっています。（図表 27）

図表 25 ひとり親世帯の割合の推移比較



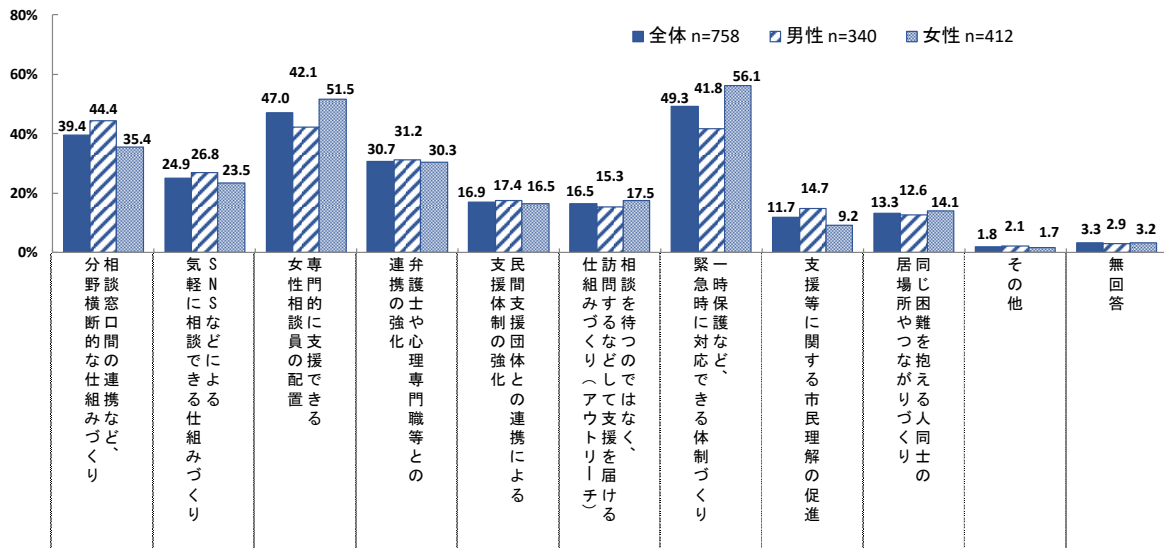
資料：国勢調査

図表 26 生活保護世帯の割合



資料：各務原市（各年度末時点）

図表 27 女性が抱える困難な問題への必要な公的支援



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑥ 困難を抱える一人ひとりに合った支援が必要◆

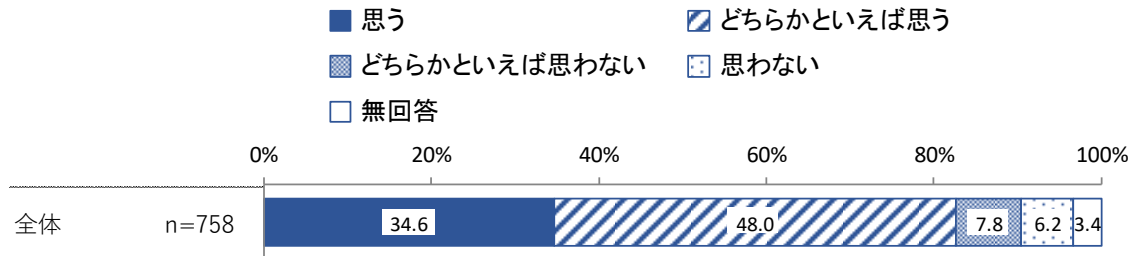
性別、年齢、国籍、障がい、ひとり親などを理由に不自由な生活を強いられることなく、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、各種相談体制を充実させるとともに、一人ひとりのニーズに合った支援を実施する必要があります。また、女性支援新法の趣旨を踏まえ、女性をめぐる現状・課題の実態の把握を進め、様々な機関と連携・協力してニーズに応じた包括的な支援体制を整備する必要があります。

(7) 性的少数者について

市民意識調査によると、性的少数者に対して、社会の中で偏見や差別があると考えている人は80%以上にも及んでおり、性的少数者に対する差別などがあると考えられています。(図表 28)

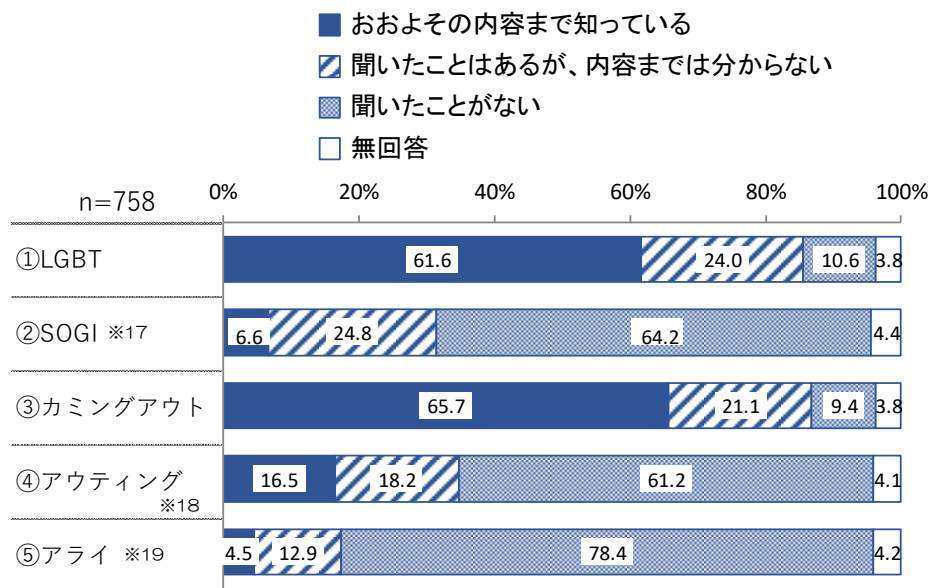
また、性の多様性に関する言葉の認知度は、「LGBT※4」、「カミングアウト※16」などは80%以上の認知度となっているものの、内容まで理解している割合は6割台に留まっています。(図表 29)

図表 28 一般的に、性的少数者に対して、偏見や差別があると思うか



資料: 令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 29 性の多様性に関する言葉の認知度



資料: 令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑦ 誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められる◆

多様な性への関心が高まるにつれ、言葉の認知度が高くなる一方、その言葉の理解まではしていないなど社会的に理解が追いついていない状況があります。よって、性的少数者が偏見や差別によって生きづらさを感じたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。

誰もが安心して生活でき、互いに認め合うことのできる社会をめざして、性の多様性に関する知識・理解を深め、偏見や差別を解消していくため、意識啓発・教育をさらに推進していく必要があります。

※4 LGBT: P.1 参照

※16 カミングアウト: 性的指向や性自認を自らの意志で他者に伝えること。

※17 SOGI: Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の英語の頭文字をとった人の属性を表す略称。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性のこと。

※18 アウティング: 本人から了承を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に開示すること。

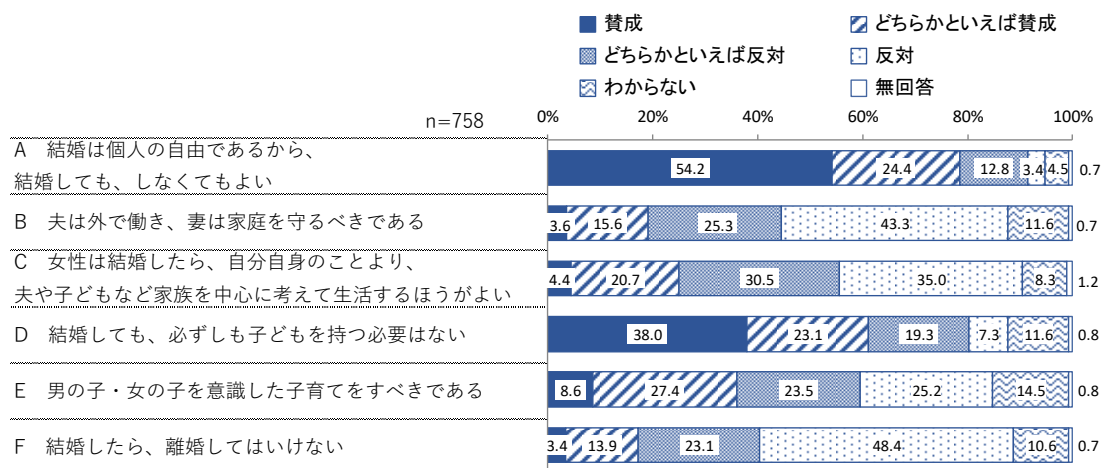
※19 アライ: 性的マイノリティ当事者のことを理解し、支援する人のこと。

(8) 固定的性別役割分担意識について

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子供など家族を中心に考えて生活する方がよい」、「男の子・女の子を意識した子育てをすべきである」などの考え方が 2 割から 3 割程あり、固定的役割分担意識が強く残っていることがうかがえます。（図表 30）

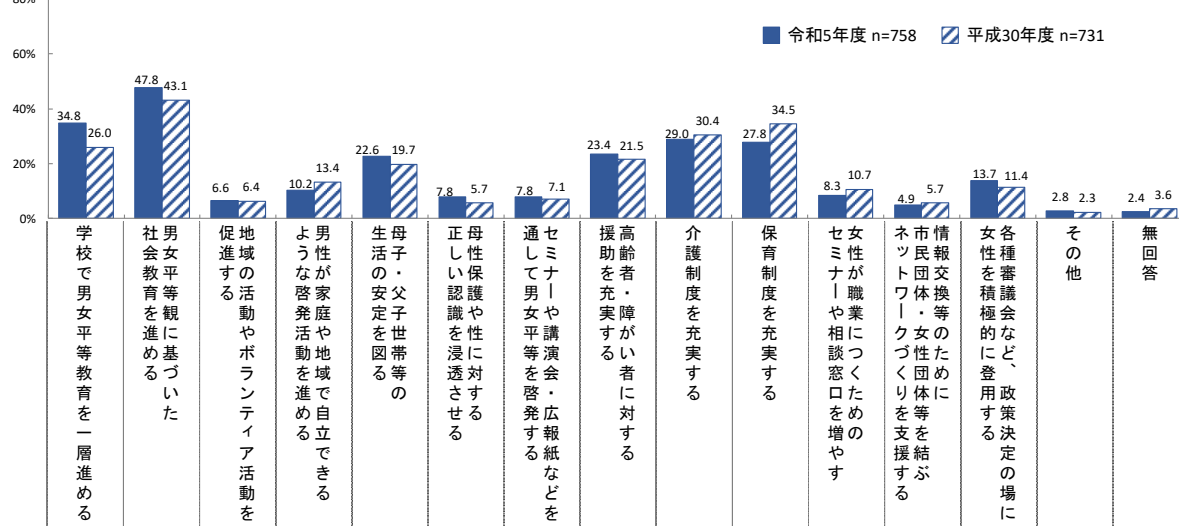
男女平等を推進するために市に求める施策については、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」「学校で男女平等教育を一層進める」などを重視している人が多くみられます。（図表 31）

図表 30 家庭生活などにおける考え方



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 31 男女が平等で共に生き生きと暮らせるための市の施策として望むもの



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑧ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消が求められる◆

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス※20 を解消するためには、すべての人が男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深める必要があります。そのため、幼少期からの意識啓発や学校教育ならびに全世代に向けた継続的な社会教育などの充実が求められます。

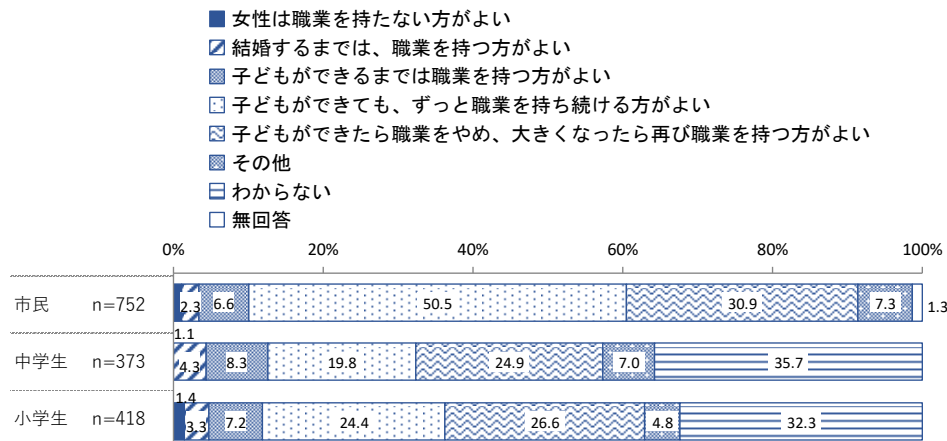
※20 アンコンシャス・バイアス：「男は仕事、女は家庭」など、性別による無意識な思い込みのこと。

(9) 若い世代（小・中学生）の男女共同参画意識について

小・中学生調査の結果をみると、女性が仕事を持つことについて、市民では、結婚・出産に関わらず継続して仕事を続けた方がよいと考える割合が約5割となっているものの、小学生、中学生では約2割から2割半ばとなっており、若い世代よりも実際に就労に対して現実的な感覚を持つ市民の方が女性の継続就労を支持する傾向にあります。

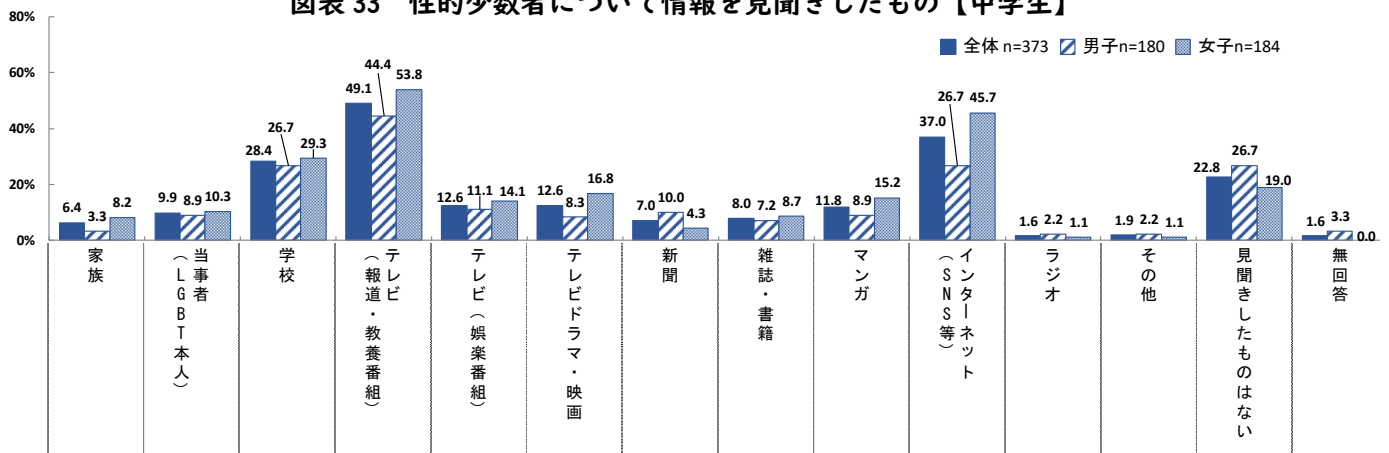
また、中学生が性的少数者について情報を見聞きしたものについては、「インターネット」「テレビ」などの割合が多く、メディアの影響を大きく受けていることがうかがえます。

図表 32 女性が職業を持つことについて【市民・小・中学生】



資料：令和5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 33 性的少数者について情報を見聞きしたもの【中学生】



資料：令和5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑨ 子どもの頃からの継続的な意識啓発やメディア・リテラシーの向上が必要◆

小・中学生の若い世代でも、固定的性別役割分担意識がすでに根付いているため、子どもの頃からの継続的な意識啓発の充実が求められます。また、特に若い世代はメディアに触れる機会が多く、影響を受けやすいため、情報を無暗に受け入れず、取捨選択して活用できる能力（メディア・リテラシー※21）を向上させる取組を推進する必要があります。

※21 メディア・リテラシー：メディアから入手した情報を無批判に受け入れるのではなく、各メディアの特性を理解した上で、情報を読み解き、自らの考えと照らし合わせて取捨選択して活用する能力とメディアを使用して発信する能力のこと。

Ⅲ プランの基本的な考え方・体系

1. 基本理念

誰もが互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。

実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

1 性別による差別的取り扱いの禁止と個人としての人権の尊重

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 固定的な役割分担や慣行にとらわれない、多様な生き方の選択およびその尊重

男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。

3 社会のあらゆる分野における市、市民、事業者との協働

社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることをしないよう配慮されること。

4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保

男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

5 家庭生活における活動と、他の活動の両立

家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

2. 基本目標

誰もが社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会を実現するために、次の3つの基本目標に沿って、施策に取り組み、本計画を推進していきます。

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり

誰もが活躍できる社会づくりには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、多様な視点を取り入れていくことが必要です。

そのために、市における各種委員会や審議会での女性登用や女性管理職の積極的採用、企業や団体に対する女性のエンパワーメント※6の啓発を行います。

また、職業生活と家庭生活との両立を図るため、多様で柔軟な働き方の推進、男性の意識醸成により、男女がともに家事や育児などの家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備を行います。

基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安全で安心して暮らしていくためには、互いの個性や多様性を認め、人権を尊重し、ともに相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに暮らせる環境が必要です。

そのために、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりを進めるとともに、性別による身体的特性の理解促進、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行います。

また、DV やセクハラ等の防止に向けた啓発や教育を推進し、あらゆる暴力やハラスメントを抑制するとともに、被害を受けた際の窓口の周知、相談体制や関係機関との連携の強化を行い、安心して相談できる環境を整備します。

さらに、困難な問題を抱える人への支援体制の強化や性の多様性の理解促進に向けた啓発や教育の推進を行います。

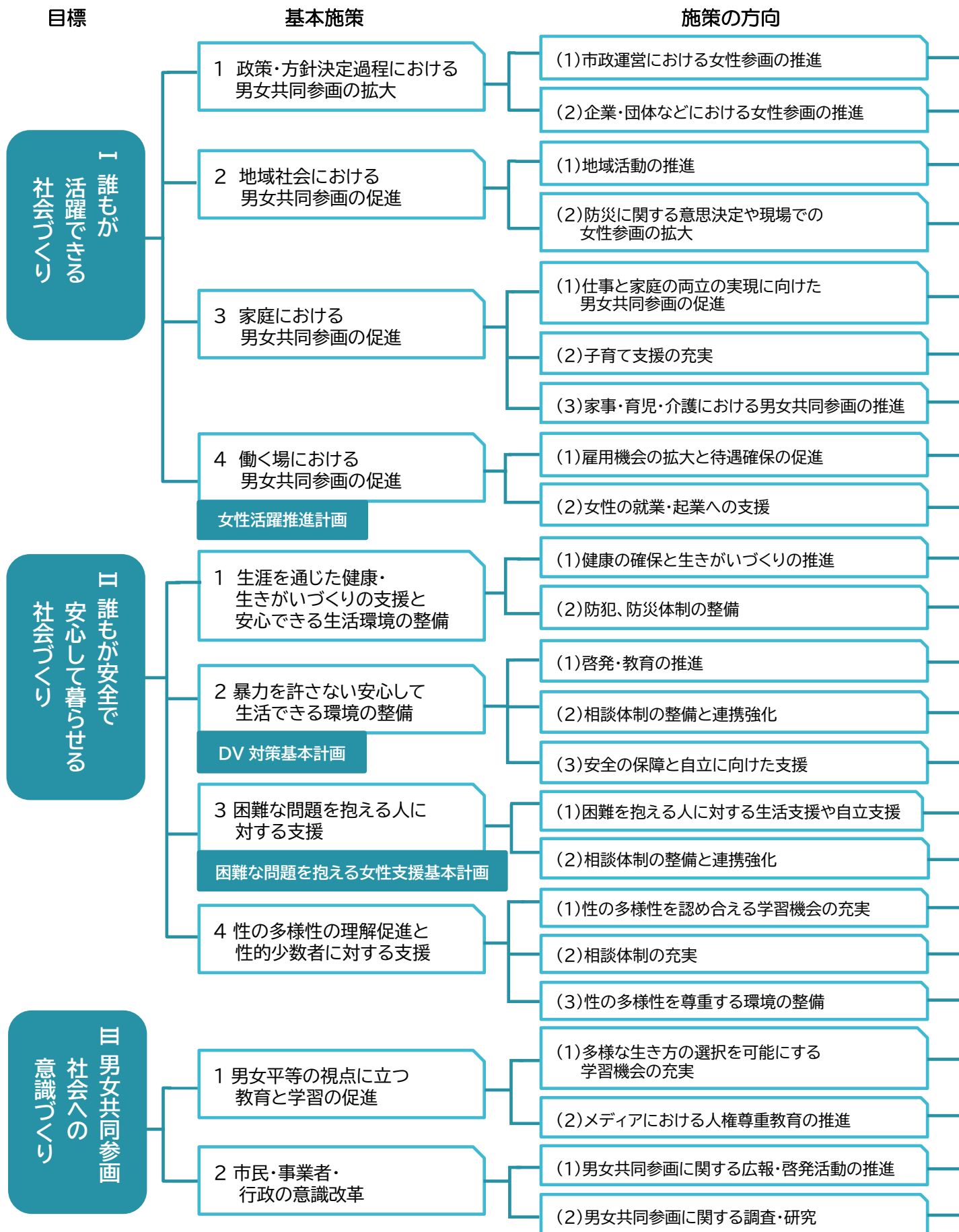
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要不可欠です。また、具体的な施策や社会的なあらゆる分野において、男女共同参画や女性の視点を取り入れることが重要と考えます。

そのために、子どもの頃からの継続的な学習や人権教育を充実させ、全世代に向けた男女共同参画に関する広報や啓発活動を推進します。

※6 女性のエンパワーメント：P.2 参照

3. プランの体系



主な事業

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ②管理職への女性の積極的採用 ③女性登用後のサポート体制の強化

①女性のエンパワーメントの啓発・促進 ②女性リーダー育成のための援助

①地域活動における男女共同参画の推進 ②まちづくり活動における男女共同参画の推進

①防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進 ②防災活動の現場における女性参画の推進

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ②働き方改革の推進 ③多様な働き方の推進

①子育て相談体制の充実 ②地域における子育て支援機能の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

①家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進 ②育児・介護休業取得の促進

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進

①女性の再就職・起業支援の充実 ②女性の能力発揮促進のための援助

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発 ②健康に関する支援体制の充実 ③高齢者の生きがいづくりの推進

①安全・安心のまちづくりの推進 ②多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進

①各種広報活動の推進 ②職場におけるハラスメントの防止対策の徹底

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止

①通報への迅速・的確な対応 ②被害者の生活再建に向けた支援 ③DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進
④民間支援団体との連携・協働

①高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援 ②ひとり親家庭への支援 ③困難を抱える人への支援

①各種窓口の周知 ②連携体制の強化 ③相談員の資質向上

①学校における教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実

①性的少数者に対する相談窓口の運営・周知

①当事者等の日常生活上の困難の解消

①男女平等教育・学習の充実 ②子どもの頃からの教育・学習の推進 ③男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進
④生涯を通じた学習機会の充実

①性差別につながらない表現の促進 ②メディア利用に関する教育の推進

①男女共同参画についての広報・啓発

①男女共同参画についての実態調査・研究

IV プランの内容

目標Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり

➤ 基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

◆施策の方向

(1) 市政運営における女性参画の推進

各種委員会や審議会、管理職などへの女性の積極的な登用を図るため、人材リストの活用や人材育成に取り組めます。

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

企業や社会活動団体に対して、女性のエンパワーメント※⁶のため、女性リーダーの育成や職業能力を高めるためのセミナーなどの情報提供を通じて啓発に努めます。

◆主な事業と内容

(1) 市政運営における女性参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種委員会・審議会への女性の登用率の向上	・各種委員会、審議会での女性の登用率の向上を図ります。 ・各種委員会、審議会での女性委員ゼロの解消を目指します。 ・女性の登用促進に向けた人材リストを作成し、情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・関係各課
②	管理職への女性の積極的採用	・女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。	・人事課
③	女性登用後のサポート体制の強化	・女性登用後、能力向上のためなどの講座や研修を実施します。 ・相談体制を強化します。	・人事課 ・関係各課

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	女性のエンパワーメントの啓発・促進	・企画能力や管理能力などを高める女性のエンパワーメント※⁶のための情報を企業などに提供し、啓発を推進します。	・商工振興課
②	女性リーダー育成のための援助	・女性リーダー育成のためのセミナーなどの情報を提供します。 ・職業能力を高めるセミナー情報や資格取得、技術取得などの情報を提供するとともに女性の能力活用を促します。	・商工振興課

※6 女性のエンパワーメント：P.2 参照

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
各種委員会・審議会での女性登用率	32.0%(R6)	50.0%
各務原市の係長職以上における女性の割合	19.5%(R6)	28.3%
「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合	51.4%(R5)	UP

➤ 基本施策2 地域社会における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 地域活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れて活力ある地域社会をめざし、年齢や性別にとらわれることなく、男女がともに地域活動に取り組み、意思決定の場へ参画できるよう支援します。

(2) 防災に関する意識決定や現場での女性参画の拡大

女性の視点を取り入れた防災対策の推進のため、防災分野における政策・方針決定過程や、避難所運営などの防災現場への女性の参画を促進します。

◆主な事業と内容

(1) 地域活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	地域活動における男女共同参画の推進	・自治会などの地域活動に、女性の参画を促します。 ・地域における自主防災活動、防火活動や環境活動へ女性のさらなる参画を促進します。 ・地域づくりへの参画と活動の活性化のため、各種団体やグループを育成、支援します。 ・地域の団体において、性別に基づいている不合理な慣行、しきたりの見直しを働きかけます。	・まちづくり推進課 ・防災対策課 ・消防総務課 ・予防課 ・環境政策課 ・関係各課
②	まちづくり活動における男女共同参画の推進	・性別や年齢を問わず、多様な人材や団体などと協働したまちづくりを推進するとともにその活動を支援します。 ・まちづくりの担い手の育成や支援に取り組みます。	・まちづくり推進課

(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

主な事業		事業内容	関係課
①	防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進	・地域防災計画・災害復興の策定、健康危機管理対策などに女性が参画します。	・防災対策課 ・健康管理課
②	防災活動の現場における女性参画の推進	・避難所運営など地域の防災活動に対して女性の参加を促進します。	・防災対策課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「治安が良いまち」と感じる市民の割合(市総合計画)	63.0%(R5)	UP
「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	20.7%(R5)	UP
現地連絡所員に占める女性の割合	37.3%(R6)	UP

➤ 基本施策3 家庭における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

仕事と家庭の両立を図れるように、多様な就業形態の導入を奨励し、適切な職場慣行の普及、長時間労働の是正などの啓発を事業所へ行います。また、ワーク・ライフ・バランス実現に向けて、セミナーなどを開催し、市民への意識啓発に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育てに関する講座、セミナーを開催し、子育て中の人々が抱える悩みや不安の解消に努めます。また、放課後子ども教室※22、放課後児童クラブ※23 など地域における子育て支援の充実や延長保育など、多様化するニーズに対応した子育て支援体制の充実を図ります。

(3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

家事・育児・介護への男性の積極的な参加を促す啓発を行います。また、育児休暇や介護休暇が取得しやすい職場環境づくりにむけて事業者への啓発を促進します。

◆主な事業と内容

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	ワーク・ライフ・バランスの周知	・ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。 ・仕事と家庭の両立支援の必要性についてのセミナーなどを開催します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課
②	働き方改革の推進	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業者等に長時間労働の是正などの啓発を行います。 ・男性の仕事中心という意識の見直しへの啓発を推進します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課 ・人事課
③	多様な働き方の推進	・パートタイム労働法、派遣労働法などの周知・啓発を行います。 ・事業者に対し、男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及を図ります。 ・時差出勤、在宅勤務、フレックスタイム制※12などの導入を奨励します。	・商工振興課

※12 フレックスタイム制：P.17 参照

※22 放課後子ども教室：遊びやものづくり等を通して、子どもと地域の大人がふれあう教室のこと。

※23 放課後児童クラブ：共働きなどで、昼間家庭に保護者が自宅にいない小学校児童の健全育成を図るための事業のこと。

(2)子育て支援の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	子育て相談体制の充実	・妊娠期から子育て期における切れ目のない相談体制を充実し、悩みや不安など精神的負担の軽減を図ります。 ・子育て情報の提供を行います。 ・子育てに関する講座、セミナーを開催し、悩みの解消に努めます。	・子育て応援課 ・子ども家庭支援課 ・健康管理課 ・教育センター ・いきいき学習課（各ライフデザインセンター）
②	地域における子育て支援機能の充実	・放課後子ども教室、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実を図ります。 ・子ども館※24の充実を図ります。 ・子育てサークル※25を育成、支援します。 ・子育て広場※26を開催します。	・子育て応援課 ・教育総務課 ・青少年教育課
③	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	・延長保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供します。 ・「保育所等入所のしおり」や市公式ウェブサイトにおいて、保育年齢の記載、一時預かり、延長保育の実施の有無など、多様なニーズに合わせた子育ての情報を提供します。	・子育て応援課

(3)家事・育児・介護における男女共同参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進	・家事、育児、介護に男性の積極的な参加を促す啓発を行います。 ・介護役割を分担できるよう、地域包括ケアシステムの情報提供を図ります。	・まちづくり推進課 ・高齢福祉課
②	育児・介護休業取得の促進	・育児、介護休暇を取りやすい職場環境づくりに向けて、様々な媒体を活用して事業者などへの啓発を促進します。	・商工振興課 ・人事課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「子育てしやすい環境が整っている」と感じる市民の割合(市総合計画)	51.2%(R5)	UP
「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合(市民意識調査)	24.1%(R5)	37.0%
「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差(市民意識調査)	25.4ポイント(R5)	9ポイント
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合(事業所アンケート)	54.1%	UP

※24 子ども館：「親子の絆作り」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、乳幼児親子を対象とする遊びや交流の場のこと。

※25 子育てサークル：子育て中の親子が集まり、交流しながら、より楽しい育児につなげていく自主的な活動をしているグループのこと。

※26 子育て広場：幼稚園・保育所・小中学校ごとに保護者が子どもの健やかな発達を図るために開催する学習会や講演会などの催しのこと。

◆施策の方向

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

女性の就労機会の拡大や積極的な活用に関する情報を提供します。また、農林・商工業など、女性の女性が少ない分野での活躍を支援します。

(2) 女性の就業・起業への支援

女性の就業や起業を支援するため、講座やセミナーの開催など情報や学習機会を提供するほか、関連機関と連携して女性の能力発揮に向けた支援を進めます。

◆主な事業と内容

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大	・雇用における男女平等とポジティブ・アクション(積極的改善措置) ^{※13} の導入効果などの情報を様々な媒体を活用して提供します。	・商工振興課
②	女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進	・農林・商工業など、女性が少ない分野での女性の活躍を情報提供などにより支援します。 ・自営業、農林・商工業など、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供します。 ・家族農業経営において、家族がともに経営のパートナーとして位置づけられるよう家族経営協定 ^{※27} の締結などの情報を提供します。	・商工振興課 ・農政課

(2) 女性の就業・起業への支援

主な事業		事業内容	関係課
①	女性の再就職・起業支援の充実	・再就職に関するセミナーの開催や情報を提供します。 ・相談窓口を整備します。 ・起業をめざす女性に対して、商工会議所と連携して創業支援セミナーなど必要な情報や学習の機会を提供します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課
②	女性の能力発揮促進のための援助	・女性の職業意識を高めるための情報の提供に努めます。 ・職業能力を高める講座情報や資格取得、技術取得などの情報を提供します。	・商工振興課 ・まちづくり推進課

※13 ポジティブ・アクション(積極的改善措置): P.18 参照

※27 家族経営協定: 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定のこと。

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	21.0%(R5)	UP
女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合(事業所アンケート)	53.3%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆家事、育児、介護などに男性も積極的に参加し、家事や育児などの家庭責任を分担しましょう。
- ◆ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- ◆地域の課題への関心を高め、自治会や防災・防火活動、環境活動などの地域活動へ参加しましょう。

地域

- ◆地域活動における性別に基づいた不合理な慣行やしきたりを見直しましょう。
- ◆地域活動の方針決定過程や防災分野において、誰もが参画しやすい方法を検討しましょう。

事業者

- ◆多様な働き方を推進し、仕事と家庭の両立を果たせるようにしましょう。
- ◆性別にかかわらず、育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを進めましょう。
- ◆ポジティブ・アクション(積極的改善措置)により、女性の役職登用を進めましょう。
- ◆雇用(募集・採用・賃金・配置・昇進など)における性別格差をなくしましょう。

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

➤ 基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいのづくりの支援と

安心できる生活環境の整備

◆施策の方向

(1) 健康の確保と生きがいのづくりの推進

誰もが生涯にわたり自立し、安心して生活を送るために、それぞれの健康課題に対応できるよう、健康に関する相談や講座、セミナーの開催などを通じて、正しい判断力や知識を普及し、心身の健康づくりを進めます。

(2) 防犯、防災体制の整備

誰もが安心して暮らせるように、防犯対策の実施や情報提供を行うほか、多様なニーズの違いに配慮した防災対策を実施します。

◆主な事業と内容

(1)健康の確保と生きがいのづくりの推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※28}の理念が定着するように、様々な媒体を活用し、普及・啓発を図ります。 ・性と生殖に関する相談体制の充実を図ります。 ・児童生徒が性に対する正しい知識、情報を得て、適切な判断や意思決定ができるよう、性に関する指導の充実に努めます。 ・HIV(エイズ)や性感染症などについて、正しい知識を持ち、予防ができるように、セミナー開催やパンフレット配布などで普及を図ります。	・健康管理課 ・学校教育課
②	健康に関する支援体制の充実	・安全な妊娠や出産への支援を図ります。 ・各種健康診査や検診の受診促進を図ります。 ・性差医療についての情報提供に努めます。 ・思春期に表れる変化についての相談及び指導の充実に努めます。 ・更年期や認知症などの健康に関する相談や講座の開催、情報提供などを行います。 ・健康について相談できる体制を充実します。	・健康管理課 ・学校教育課 ・高齢福祉課
③	高齢者の生きがいのづくりの推進	・合同企業説明会を通じた高齢者の就労やボランティアなどの社会参画を促します。 ・趣味や生きがい、健康づくりのための講座・セミナーを開催します。	・高齢福祉課 ・商工振興課 ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター)

※28 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：性と生殖に関するすべての側面において、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

(2)防犯、防災体制の整備

主な事業		事業内容	関係課
①	安全・安心のまちづくりの推進	・公共的な施設のバリアフリー化に関係機関と連携して取り組みます。 ・犯罪防止のため、道路、公園などの点検を実施します。 ・防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。	・河川公園課 ・道路課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
②	多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進	・女性等の多様な視点で配慮した避難所運営に努めます。	・防災対策課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「内容を知っている」市民の割合(市民意識調査)	2.4%(R5)	UP
子宮がん検診受診者割合	7.4%(R5)	UP
乳がん検診受信者割合	9.5%(R5)	UP
困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合(市総合計画)	67.5%(R5)	UP

➤ 基本施策2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備

DV 対策基本計画

◆施策の方向

(1) 啓発・教育の推進

DV やハラスメントについて正しく理解するための情報提供、暴力やハラスメント防止の啓発に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

DV^{※21} やハラスメントに関する相談体制を充実させます。また、関係機関との連携を強化し、相談にあたる職員の質の向上に努めます。

(3) 安全の保障と自立に向けた支援

警察などの関係機関と協力し、DV 被害者の迅速な一時保護など状況に適した安全の確保を行います。また、DV 被害者や同伴する家族の置かれている状況を的確に把握し、関係機関と共有しながら、自立に向けた支援を行います。

◆主な事業と内容

(1) 啓発・教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種広報活動の推進	・DV 防止に関する法制度や支援についての情報を提供します。 ・セクハラやパワハラ ^{※29} の防止に向け、SNS ^{※30} や市ウェブサイトなど、様々な媒体を活用し、意識啓発を行います。 ・デートDV ^{※31} 防止に向けた啓発を強化します。 ・広報やチラシなどによる相談窓口の周知に努めます。	・子ども家庭支援課 ・まちづくり推進課
②	職場におけるハラスメントの防止対策の徹底	・事業者に対し、様々な媒体を活用して、セクハラ、パワハラ、マタハラ ^{※32} などの防止を啓発するとともに防止対策を促します。 ・セクハラやパワハラなどを根絶するための情報提供や啓発、研修を実施します。	・商工振興課 ・人事課

※29 パワハラ（パワー・ハラスメント）：職場などの優越的な関係を背景とし、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を害する行動によって、労働者の就労環境が害されること。

※30 SNS：サービスに登録した利用者がインターネット上で交流できる場所のこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略のこと。

※31 デートDV：交際相手又は元交際相手との間で起こる身体的・精神的・性的な暴力のこと。

※32 マタハラ（マタニティ・ハラスメント）：働く女性が妊娠・出産をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産を利用した解雇、雇止めや退職の強要で不利益を被ること。

(2)相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	被害者の相談・保護などの支援体制の推進	・DV、セクハラ、パワハラなどに対する相談体制を充実します。 ・DV 被害者支援に係る関係機関との連携体制を強化します。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・まちづくり推進課
②	相談窓口の連携	・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援などの関係課の相談窓口との連携を図ります。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
③	相談員の資質向上と二次的被害の防止	・関係課や民間支援団体で被害者の相談や支援にあたる職員は、研修を受講し、資質の向上を図ります。 ・相談にあたる職員に、研修などを通じ、二次的被害※33を発生させないよう周知します。	・子ども家庭支援課 ・関係各課

(3)安全の保障と自立に向けた支援

主な事業		事業内容	関係課
①	通報への迅速・的確な対応	・警察や県配偶者暴力相談支援センター、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図ります。また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理します。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・関係各課
②	被害者の生活再建に向けた支援	・被害者の自立した生活再建のために、心のケアを行うとともに、裁判所・役所などにおける手続きの援助など、被害者の状況に応じて多様な支援を行います。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・関係各課
③	DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進	・各務原市要保護児童対策及び DV 対策地域協議会で DV 被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	・子ども家庭支援課
④	民間支援団体との連携・協働	・民間支援団体と連携・協働し、DV 被害者などを支援します。	・子ども家庭支援課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
DV について「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	75.5%(R5)	UP
セクハラについて「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	78.9%(R5)	UP
DV やセクハラなどを経験した人のうち相談した割合 (市民意識調査)	31.5%(R5)	UP
DV についての自身の経験やまわりに経験した人がいる割合 (市民意識調査)	16.1%(R5)	DOWN

※33 二次的被害：相談員や支援者が、被害者への理解不足から不適切な対応をして、更なる被害が生ずること。

➤ 基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援

困難な問題を抱える女性支援基本計画

◆施策の方向

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

高齢者や障がい者、外国人市民、ひとり親家庭など、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

広報紙や SNS、イベントや出前講座等でのチラシの配布などを通して相談窓口の周知を図ります。また、県や民間支援団体、関係課との連携を強化、相談や支援にあたる職員の資質の向上など相談体制の充実を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

主な事業		事業内容	関係課
①	高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援	・高齢者や障がい者の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図ります。 ・高齢者や障がい者、外国人市民などが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・各務原国際協会などと連携し、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。	・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・観光交流課
②	ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に必要な情報の提供を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に必要な各種サポート制度の充実を図ります。	・子ども家庭支援課 ・医療保険課
③	困難を抱える人への支援	・性犯罪、ストーカー行為、売買春などの防止に向けた情報提供、啓発を強化します。 ・性暴力の当事者にしないため、児童生徒に対する性に関する指導の充実に努めます。 ・孤独、孤立状態に陥るリスクにある人や安心できる場所を持たない人を対象とした居場所づくりやつながりづくりを支援します。 ・貧困による生活困窮に陥るリスクのある人に対し、自立支援を促します。 ・ひきこもり支援を行います。	・子ども家庭支援課 ・学校教育課 ・子育て応援課 ・社会福祉課 ・福祉政策課 ・関係各課

(2)相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	各種窓口の周知	・広報紙や SNS などによる相談窓口の周知に努めます。 ・イベントや出前講座等において、相談窓口のチラシを配布します。	・子ども家庭支援課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
②	連携体制の強化	・県や民間支援団体などのほか、関係課の相談窓口との連携を図ります。	・子ども家庭支援課 ・関係各課
③	相談員の資質向上	・相談や支援にあたる職員は研修を受講し、資質の向上を図ります。	・子ども家庭支援課 ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合(地域福祉計画)	89.9%(R5)	UP
「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件(R5)	UP

➤ 基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援

◆施策の方向

(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実

学校教育を通して性的少数者に対する理解を促進します。また、保護者に対しても性の多様性に関わる情報提供を行うことで、性的少数者に関する理解を促進します。

市民に対して、多様性をテーマにした講座や講演会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

市民相談室にて、LGBT※⁴ に関する相談を受け付け、必要に応じて県や関係機関の相談窓口を案内します。また、広報紙や市のウェブサイト等の媒体を用いて、相談窓口の周知に努めます。

(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充、多様性を尊重した環境の整備を行い、当事者が直面する困難の解消に努めます。

◆主な事業と内容

(1)性の多様性を認め合える学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	学校における教育の推進	・保健体育等の教科授業を通し、性的少数者に対する子どもたちの理解を促進します。 ・教育活動全体を通し、差別や偏見をなくすための人権教育の推進を行います。 ・生徒や保護者に対し、性の多様性に関わる情報提供を行います。	・学校教育課 ・まちづくり推進課
②	生涯を通じた学習機会の充実	・性の多様性に対する正しい知識や理解の普及のため、LGBT をテーマにした講座や講演会を開催します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター)

(2)相談体制の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	性的少数者に対する相談窓口の運営・周知	・地方法務局や県と連携し、性的指向や性自認に関する不安や悩みに対応する相談体制の充実に努めます。 ・広報紙や市ウェブサイト等、様々な媒体を利用し、相談窓口の周知を行います。	・まちづくり推進課

※4 LGBT：P.1 参照

(3)性の多様性を尊重する環境の整備

①	主な事業	事業内容	関係課
	当事者等の日常生活上の困難の解消	・庁内において、申請書等の各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充に努めます。 ・公共施設のトイレや更衣室等において、多様性に配慮した環境の整備に努めます。	・まちづくり推進課 ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
LGBTについて「おおよその内容まで知っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	61.6%(R5)	UP
「一般的に、性的少数者(LGBT等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合(市民意識調査)	82.6%(R5)	DOWN

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆心身の健康づくりのために健康診査や検診を定期的に受診し、趣味や生きがいを持ちましょう。
- ◆地域の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人をできる範囲で見守り、支援しましょう。
- ◆DVやセクハラなどのハラスメントについて男女とも理解を深め、許さない意識を持ちましょう。
- ◆DV被害を受けたり、見聞きした場合や困難を抱えている人は相談機関などへ相談しましょう。
- ◆性の多様性に関する知識・理解を深め、個性や互いの人権を尊重し合いながら生活しましょう。

地域

- ◆性別、年齢に関係なく市民が安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。

事業所

- ◆健康診査や各種検診の受診促進、健康増進を図りましょう。
- ◆セクハラやパワハラなど、ハラスメントを許さない職場環境をつくりましょう。

目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

➤ 基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

◆施策の方向

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

児童・生徒に対して、男女共同参画意識や互いの個性を尊重する大切さを身につけ、行動できるよう、家庭、学校、地域生活の中で男女共同参画や人権尊重に関する理解を深めるための教育や、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高められるよう、学習機会の充実を図ります。

(2) メディアにおける人権尊重教育の推進

広報や刊行物などにおいて、性差別につながらない表現を促進します。また、啓発活動を通じて、メディア・リテラシー※²¹の向上を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	男女平等教育・学習の充実	・男女共同参画に関する講座、講演会、セミナーなど学習機会の充実を図ります。 ・男女共同参画に関する図書を充実します。また展示・閲覧などにより情報提供します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・人事課 ・図書館
②	子どもの頃からの教育・学習の推進	・児童、生徒に対し、教育活動全体を通じて人権の尊重や男女平等などに関する教育を実施します。 ・教職員へ研修を実施するとともに、保護者に対する啓発を行います。	・学校教育課 ・教育センター ・子育て応援課
③	男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	・性別ではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重したキャリア教育や進路指導を推進します。	・学校教育課
④	生涯を通じた学習機会の充実	・男女が慣習などに捉われず、生涯を通じて男女共同参画の意識を高められるよう、講座などの学習機会や情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・高齢福祉課 ・関係各課

※²¹ メディア・リテラシー：P.24 参照

(2)メディアにおける人権尊重教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性差別につながらない表現の促進	・広報や刊行物などを作成するときは、各種資料などを参考に、性差別につながるような表現を排除します。	・広報課 ・青少年教育課 ・関係各課
②	メディア利用に関する教育の推進	・インターネット、SNSなどの様々なメディアの情報を正しく判断し利用することができるよう、メディア・リテラシー※21や情報モラル教育の推進を図ります。 ・PTAと連携を図るなどして、家庭への啓発に努めます。	・学校教育課 ・青少年教育課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	50.9%(R5)	UP
男女共同参画に関する市主催講座への参加者数(年間)	101人(R5)	UP

※21 メディア・リテラシー：P.24 参照

➤ 基本施策2 市民・事業者の意識改革

◆施策の方向

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解を促進し、意識を高めるため、積極的に広報・啓発を行い、講座やイベントなどを開催します。また、各種団体や事業者へ情報提供を行います。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

庁内における男女共同参画事業の年次報告等により、事業の進捗状況や数値目標の達成状況を調査します。また、アンケートの実施により、市民等のニーズを把握し、事業に反映します。

◆主な事業と内容

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての広報・啓発	・男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な媒体や機会を活用し、積極的に広報・啓発を行います。 ・講座やイベントなどで男女共同参画に関する情報提供を行います。 ・各種団体や事業者などへ、国や県からの男女共同参画に関する情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・商工振興課 ・関係各課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての実態調査・研究	・市民や事業所に対する意識調査や団体へのヒアリングなどを通じ、男女共同参画に関する実態把握に努めます。 ・各種調査結果から、市民や事業者のニーズを分析し、市の施策に反映します。 ・他市における先進事例を収集し、必要に応じ、市の施策に取り入れます。	・まちづくり推進課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	10.4%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しましょう。
- ◆不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直し、自分の中にも偏見がないか考えてみましょう。
- ◆子ども達に男女平等や人権の意識を育む教育や保育を行いましょう。

事業者

- ◆性別によって役割や担当を決めるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- ◆職場における慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆メディアによる広報・PRの際は、性差別につながらない表現に努めましょう。

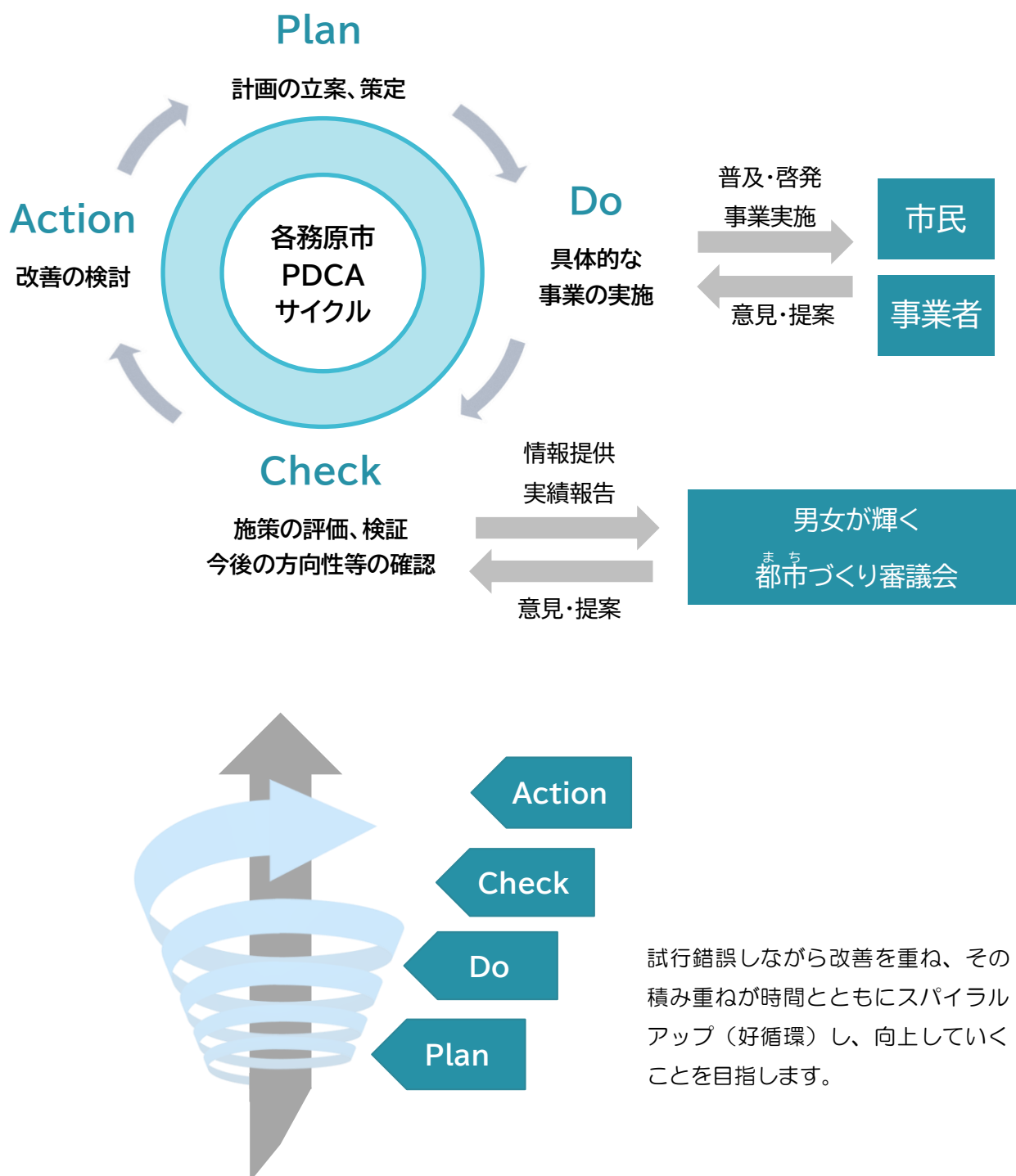
V 目標の推進にあたって

1. プランの推進体制

本プランの施策を効率かつ効果的に実施していくため、プランに基づく事業の進捗確認を定期的に行います。事業の進捗状況等について、男女が輝く都市づくり審議会に報告し、委員から意見を求めたうえで、評価、検証を行います。

それらを改善案の検討に反映させ、次年度事業の立案、策定につなげていきます。

改善を重ねながら、本事業をスパイラルアップさせていくことで、本プランが掲げる目標を達成させるとともに、市の将来都市像「笑顔があふれる 元気なまち」の実現につなげてまいります。



2. プランの目標指標及び目標値

目標	基本 施策	目標指標	現状値 (R5)	目標値	担当課及び出典
全体		「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	14.6%	20.0%	市民意識調査
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合	19.2%	10.0%	市民意識調査
目標Ⅰ	1	各種委員会・審議会での女性登用率	32.0%(R6)	50.0%	まちづくり推進課
		各務原市の係長職以上における女性の割合	19.5%(R6)	28.3%	人事課
		「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合	51.4%	UP	事業所アンケート
	2	「治安が良いまち」と感じる市民の割合	63.0%	UP	総合計画
		「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	20.7%	UP	市民意識調査
		現地連絡所員に占める女性の割合	37.3%(R6)	UP	防災対策課
	3	「子育てしやすい環境が整っている」と感じる市民の割合	51.2%	UP	総合計画
		「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合	24.1%	37.0%	市民意識調査
		「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差	25.4 ポイント	9.0 ポイント	市民意識調査
		育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP	事業所アンケート
	4	「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	21.0%	UP	市民意識調査
		女性が少ない職種・職場へ女性を積極的に採用しようとする事業所の割合	53.3%	UP	事業所アンケート
目標Ⅱ	1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて「内容を知っている」市民の割合	2.4%	UP	市民意識調査
		子宮がん検診受診率	7.4%	UP	健康管理課
		乳がん検診受診率	9.5%	UP	健康管理課
		困った時に、隣近所で助けてもらえる人がいると思っている市民の割合	67.5%	UP	総合計画

目標	基本 施策	目標指標	現状値 (R5)	目標値	担当課及び出典
目標Ⅱ	2	DV について「内容を知っている」市民の割合	75.5%	UP	市民意識調査
		セクハラについて「内容を知っている」市民の割合	78.9%	UP	市民意識調査
		DV やセクハラなどを経験した人のうち相談した割合	31.5%	UP	市民意識調査
		DV についての自身の経験やまわりに経験した人がある割合	16.1%	DOWN	市民意識調査
	3	悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.9%	UP	地域福祉計画
		「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件	UP	子ども家庭支援課
	4	LGBT について「おおよその内容まで知っている」と答えた市民の割合	61.6%	UP	市民意識調査
		「一般的に、性的少数者(LGBT 等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合	82.6%	DOWN	市民意識調査
目標Ⅲ	1	「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	50.9%	UP	市民意識調査
		男女共同参画に関する市主催講座への参加者数(年間)	101 人	UP	関係各課
	2	「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	10.4%	UP	市民意識調査

資料編

各務原市における関連条例・規則

各務原市男女が輝く都市^{まち}づくり条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的施策等（第 10 条—第 19 条）

第 3 章 男女が輝く都市づくり審議会（第 20 条—第 24 条）

第 4 章 雑則（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女が共に輝く都市づくりを推進するため、その基本理念及び実現すべき姿等を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人ひとりが輝きながら、豊かで活力と優しさにあふれた各務原市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく男女共同参画社会の形成を、男女が共に輝く都市づくりと表し、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女が共に輝く都市づくり 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う都市づくりをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- （3）事業者 市内における公的機関又は事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （4）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の心身に不快感、苦痛を与え相手の生活環境を害すること、又はその相

木曽川の恵みと美濃山地の美しい山並みにはぐくまれてきた私たちの都市、各務原市。

ここに生きるすべての市民が、安心していきいきと輝きながら暮らして行くためには、互いがその人権を尊重しあい、責任をわかちあい、あらゆる分野の活動に参画し、性別にかかわらず、男女が共に個性と能力を発揮できる都市が実現されなければならない。

しかしながら、今なお性別で役割を固定的に捉える意識やそれに基づく慣習、社会通念などにより、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げたり人権侵害を生む原因となっているなど、まだまだ多くの課題が残されている。

一方 21 世紀新時代、急速に進む少子高齢化社会や社会環境の急激な変化は、家族形態や、地域社会にも影響を与えており、社会の基礎である家族とそれを取り巻く地域社会とのつながりがますます重要となっている。

ここに、各務原市は、市、市民、事業者が協働し、人々の家庭を愛する心と地域社会の人々の理解と総意により、男女が対等な個人として輝きながら、豊かで活力と優しさにあふれた男女が共に輝く都市の実現を目指し、この条例を制定する。

手に不利益を与えることをいう。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はかつて配偶者関係にあった者に対する身体的、性的又は精神的、経済的苦痛を与える暴力的行為並びにその行為から生ずる子への暴力的行為をいう。

- (6) 協働 市、市民及び事業者が、共通の目的を達成するために、継続的で対等な協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し協力し合うことをいう。

（基本理念）

第3条 男女が共に輝く都市づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。
- (3) 社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員として

の役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

- (6) 男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

（実現すべき姿）

第4条 市、市民及び事業者は、男女が共に輝く都市づくりの推進にあたり、第3条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の事項を男女が共に輝く都市の実現すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- (1) 家庭においては、家族一人ひとりが互いの個性を尊重しあい、多様な生き方を選択することができ、家事、育児、介護を互いに協力しあい、家族それぞれが従来の性別役割分担意識にとらわれることなく生き方を選択できること。
- (2) 職場においては、個人の意欲、能力、個性等が適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進等に性別を理由とする格差がなく、育児休業や介護休暇が男女等しく取得することができ、共にゆとりをもって仕事及び家庭生活並びに地域活動が両立できること。
- (3) 地域においては、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う慣習や社会通念にとらわれず、差別なく諸活動に参画し、企画や意思決定の場にかかわることができること。
- (4) 学校をはじめとするあらゆる教育や保育の場においては、人権が尊重され、性別にとらわれることなく個性や能力が尊重される教育、指導及び保育を行うこと。
- (5) その他あらゆる場においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が協働する社会が推進されること。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念に基づき、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を実施するにあたり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携するよう努めなければならない。

3 市は、自らが率先して男女が共に輝く都市づくりを推進するとともに、市内事業者のモデルとなるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念に基づき男女が協働する社会の実現についての理解を深め、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女が共に輝く都市づくりの推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動を行うにあたって、基本理念に基づき、男女が共に輝く都市づくりの推進を阻害する要因の解消に努めなければならない。

2 事業者は、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるよう環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市の実施する男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策に協力し、男女が共に輝く都市と社会の実現に努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 すべての人は、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等人権侵害行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、又は異性に対する暴力等を助長したり連想させる表現、その他の不必要な性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女が輝く都市づくり基本計画）

第10条 市は、男女が共に輝く都市の実現のため、男女が輝く都市づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、各務原市男女が輝く都市づくり審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 市は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、基本計画の見直しについても準用する。

（積極的改善措置）

第11条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、あらゆる分野の意思決定過程において、男女の参画する機会に格差が生じないよう、積極的改善措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び分析）

第12条 市は、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（広報活動等）

第13条 市は、男女が共に輝く都市づくりの推進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及、啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

（学習等のための支援）

第14条 市は、男女が協働する社会についての関心と理解を深めるため、市民の学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域での男女が共に輝く都市づくりの推進）

第15条 市は、地域における男女が共に輝く都市づくりの推進と意識の高揚を図ることを目的に、必要に応じて地域の団体、市民等と意見を交換するための会議を開催するものとする。

（推進体制の整備）

第16条 市は、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策について、総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織の充実、強化に努めるものとする。

（活動拠点）

第17条 市は、市民及び事業者の男女が共に輝く都市づくりの推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

（苦情等に対する対応）

第18条 市は、次の事項に関する市民などからの苦情、意見及び相談（以下「苦情等」という。）に対し、適切な対応をするものとする。

（1）男女が共に輝く都市づくりを進めるための施策に関すること。

（2）性別を理由とする権利侵害に関すること。

2 市長は、市民などからの苦情等に対し適切な対応をするために必要があるときは、各務原市男女が輝く都市づくり審議会の意見を聴くものとする。

（公表）

第19条 市長は、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策の実施状況及び進捗状況を明

らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女が輝く都市づくり審議会

（設置）

第20条 男女が共に輝く都市づくりの推進その他男女が共に輝くための施策を総合的かつ効果的に推進するため、各務原市男女が輝く都市づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第21条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査又は審議する。

（1）基本計画の策定及び見直しに関すること。

（2）市が実施する男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策及び推進状況に関すること。

（3）市民などからの苦情等の対応に関すること。

（4）その他男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策の重要事項に関すること。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女が共に輝く都市づくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数と他の委員の数の差は、1名以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）市内に事務所を有する各種団体の代表者

（3）市民又は市内に在勤若しくは在学する者であって、市長が行う公募に応じたもの

（任期）

第23条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（審議会の運営等）

第24条 前3条に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条第1項に規定する男女が輝く都市づくり基本計画が策定されるまでの間は、平成15年3月に策定した「かかみがはら男女共同参画プラン」を同項の規定により策定された基本計画とみなす。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「男女共同参画社会推進委員会」を「男女が輝く都市づくり審議会」に改める。

各務原市男女が輝く都市づくり審議会規則

平成 17 年 3 月 31 日

一部改正 令和 5 年 10 月 13 日

条例第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、各務原市男女が輝く都市づくり条例（平成 17 年条例第 4 号）第 24 条の規定に基づき、各務原市男女が輝く都市づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

5 会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

（部会）

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、市長が別に定める機関において処理する。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（各務原市男女共同参画社会推進委員会設置規則の廃止）

2 各務原市男女共同参画社会推進委員会設置規則（昭和 62 年規則第 10 号）は、廃止する。

男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言

(平成 17 年 9 月 26 日宣言)

市は、各務原市は、男女が共に輝く都市となるため、市民の皆さんと行政が一体となり、男女が互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画の気運を醸成するため「男女が共に輝く都市 かかみがはら」を宣言しました。

「男女が共に輝く都市 かかみがはら」宣言

木曽川の豊かな恵みと 美濃山地の美しい山並みに
はぐくまれてきた都市 かかみがはら

ここに生きるわたしたちは
男女それぞれが自立して 社会のあらゆる分野にはばたきます
喜びも責任も分かちあいます
互いを尊び 共に支えあいます

わたしたちは 豊かで活力と優しさにあふれたまちをめざして
ここに「男女が共に輝く都市 かかみがはら」を宣言します

平成 17 年 9 月 26 日
各務原市

男女共同参画関係法令など

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成11年6月23日法律第78号）

（最終改正 平成11年12月22日法律第160号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め

ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中

立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にの

っとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基

本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は

関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（以下省略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

(最終改正：令和5年5月12日法律第30号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する

る事項

四前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したとき

は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調

整その他の援助を行うこと。

4前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5協議会は、第三項に規定する情報の交換及

び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護に

についての説明等)

第七条配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する

裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一面会を要求すること。

二その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り

得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通

常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をい

う。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされること

を防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該

警察職員の所属官署の名称

口相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報

処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第

四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して

三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（最高裁判所規則）

第二十二条この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職

務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

第六章 罰則

第二十九条保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」

とする。

（検討）

第三条この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（以下省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(一部改正：令和4年7月8日法律第12号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、

介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が

定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用

する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業

主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示

を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める

要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）

を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主

（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に

対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一

般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加え

るものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）

が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項

若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし

た者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（以下省略）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和4年5月19日法律第52号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備

すること。

二困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業

紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性へ

の支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げ

る業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準

を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に

従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネ

ットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の

交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者

二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的

な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲

げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(令和5年6月23日法律第68号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の

下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設

置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

官民トップ会議 平成 19 年 12 月 18 日

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、

- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっている。

るといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多

様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。

また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期と

いった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが

必要である。

（企業と働く者）

- （１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

各務原市男女が輝く都市づくり審議会委員

区分	役職	氏 名	職名	備考
学識経験者	会長	竹内 幹	ファイナンシャル・プランナー	
	副会長	高田 浩史	国語・作文教室 主宰	
	委員	神戸 博一	元 大学教員	
	委員	尾関 智恵	国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学 航空宇宙生産技術開発センター 准教授	
	委員	堀田 みさ子	司会・企画制作会社 代表	
団体代表	委員	五島 伸治	各務原市自治会連合会 副会長	令和 5（2023）年度
	委員	江口 克己		令和 6（2024）年度
	委員	花田 育代	各務原市雇用人材育成推進協議会 副会長、会社役員	
	委員	栗本 貴美子	各務原商工会議所女性会 監事、会社役員	
	委員	酒井 昇	各務原市小中校長会	令和 5（2023）年度
	委員	渡部 斉		令和 6（2024）年度
	委員	岩田 親典	各務原市人権擁護委員	
	委員	長縄 尚史	かかみがはら暮らし委員会 代表理事	
	委員	永井 紀美子	各務原市女性会議 会長	
	委員	宇野 貴昭	各務原商工会議所青年部 会長	令和 5（2023）年度
	委員	志津野 茜		令和 6（2024）年度
公募	委員	柴山 拓治	市民委員	
	委員	下野 ななや	市民委員	

写真

写真

プラン諮問書及び答申書

諮問書

6 各まち第 139 号
令和 6 年 7 月 4 日

各務原市男女が輝く都市づくり審議会
会長 竹内 幹 様

各務原市長 浅野 健司

諮 問 書

第 5 次各務原市男女共同参画基本計画の策定について、各務原市男女が輝く都市づくり審議会の意見を求めるため、各務原市男女が輝く都市づくり条例第 10 条第 3 項の規定により諮問します。

諮問理由

各務原市は、男女が輝く都市づくり条例に基づき令和 2 年 3 月に策定した第 4 次各務原市男女共同参画基本計画「第 4 次かかみがはら男女共同参画プラン」に沿って、男女が輝く都市づくりの実現に向け、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

この「第 4 次かかみがはら男女共同参画プラン」が令和 7 年 3 月で満了するため、昨今の社会情勢や経済環境等を踏まえて、第 5 次各務原市男女共同参画基本計画「第 5 次かかみがはら男女共同参画プラン」を策定する必要があり、これからの各務原市が取り組むべき男女が輝く都市づくりの推進に関する施策について、審議会の意見を求めるものです。

令和 7 年 2 月 日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市男女が輝く都市づくり審議会
会長 竹内 幹

第 5 次各務原市男女共同参画基本計画
「みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン」(案) について (答申)

令和 6 年 7 月 4 日付け 6 各まち第 139 号にて諮問のあった第 5 次各務原市男女共同参画基本計画について、以下の結論に達したので答申します。

答申

本審議会に付議された第 5 次各務原市男女共同参画基本計画「みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン」(案) では、これまで推進してきた取り組みに加え、新たに実施した市民意識調査や事業所アンケート等の結果を踏まえ、今後 5 年間の取り組みの方向性が明示されました。

本審議会は、審議を重ねた結果、別添えの第 5 次男女共同参画基本計画「みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン」(案) の内容について適当と認めます。
なお、今後変化する社会情勢や経済環境等を踏まえて、男女が共に輝く都市の実現に向けた取り組みを、関係部署が連携して積極的に実施し、目標達成のため諸課題に取り組んでいただくことを審議会の意見として提案いたします。

用語集

あ行

◆アウトティング

本人から了承を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に開示すること。

◆アライ

性的マイノリティ当事者のことを理解し、支援する人のこと。

◆アンコンシャス・バイアス

「男は仕事、女は家庭」など、性別による無意識な思い込みのこと。

◆SNS

サービスに登録した利用者がインターネット上で交流できる場所のこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略のこと。

◆LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人)など、性的少数者の総称のこと。

か行

◆各務原市総合計画

令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間を計画期間とする本市の最上位計画のこと。

◆家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定のこと。

◆カミングアウト

性的指向や性自認を自らの意志で他者に伝えること。

◆合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

◆子ども館

「親子の絆作り」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、乳幼児親子を対象とする遊びや交流の場のこと。

◆子育てサークル

子育て中の親子が集まり、交流しながら、より楽しい育児につなげていく自主的な活動をしているグループのこと。

◆子育て広場

幼稚園・保育所・小中学校ごとに保護者が子どもの健やかな発達を図るために開催する学習会や講演会などの催しのこと。

さ行

◆ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」のように文化的・社会的に作り上げられた性差のこと。生まれつきの生物学的性別とは区別される。

◆ジェンダーアイデンティティ

自分のジェンダーをどのように認識しているのかを表す概念のこと。

◆ジェンダーギャップ

男女の差によって生じる格差のこと。

◆女性の経済的エンパワーメント/女性(女児)のエンパワーメント

女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、能力を発揮し行動していくこと。前者は特に経済的な能力を指す。

◆性的指向

人の恋愛・性愛の対象がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。

◆セクハラ(セクシャル・ハラスメント)

人間関係において、優位な力関係を背景とした相手の意に反して性的な言動のこと。

◆SOGI

Sexual Orientation(性的指向)と Gender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった人の属性を表す略称。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性のこと。

た行

◆男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

＊参画：計画に加わることを意味し、事業や政策の計画について実行段階からでなく計画の段階から加わること。

◆DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・身体的・経済的・性的な暴力のこと。

◆デートDV

交際相手又は元交際相手との間で起こる身体的・精神的、性的な暴力のこと。

な行

◆二次的被害

相談員や支援者が、被害者への理解不足から不適切な対応をして、更なる被害が生ずること。

は行

◆パワハラ(パワー・ハラスメント)

職場などの優越的な関係を背景とし、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を害する行動によって、労働者の就労環境が害されること。

◆フレックスタイム制

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。

◆放課後子ども教室

遊びやものづくり等を通して、子どもと地域の大人がふれあう教室のこと。

◆放課後児童クラブ

共働きなどで、昼間家庭に保護者が自宅にいない小学校児童の健全育成を図るための事業のこと。

◆ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女雇用機会均等法に基づき、あらゆる分野において男女間格差を改善するため、一定の範囲内で男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

ま行

◆マタハラ(マタニティ・ハラスメント)

働く女性が妊娠・出産をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産を利用した解雇、雇い止めや退職の強要で不利益を被ること。

◆メディア・リテラシー

メディアから入手した情報を無批判に受け入れるのではなく、各メディアの特性を理解した上で、情報を読み解き、自らの考えと照らし合わせて取捨選択して活用する能力とメディアを使用して発信する能力のこと。

ら行

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

性と生殖に関するすべての側面において、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

◆労働力率

15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合のこと。完全失業者とは、働く意思と能力を持っており、求職活動を行っていても就職の機会を得られない者のこと。

わ行

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。性別や年齢に関係なく、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

第5次各務原市男女共同参画基本計画
みんなで〇〇 かかみがはら〇〇プラン
令和●年●月

【発 行】各務原市

【住 所】岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

【電 話】058-383-1111(代表)

【E-MAIL】danjo02@city.kakamigahara.gifu.jp